

参議院内閣・文教委員会連合審査会会議録第一号

(三三三)

昭和三十三年四月三日(木曜日)午前十一時五十三分開会

委員氏名

内閣委員

委員長 藤田 進君

理事上原 正吉君 理事大谷藤之助君

理事永岡 光治君 理事高瀬莊太郎君

木村篤太郎君 木村 亨弘君

近藤 鶴代君 吉米地義三君

中野 文門君 増原 惠吉君

松岡 平市君 松村 秀逸君

伊藤 顯道君 田畑 金光君

千葉 信君 松本治一郎君

矢嶋 三義君 島村 軍次君

八木 幸吉君

文教委員

委員長 湯山 勇君

理事野本 品吉君 理事吉江 勝保君

理事竹中 勝男君 理事常岡 一郎君

有馬 英二君 大野木秀次郎君

川村 松助君 下條 康麿君

林田 正治君 林屋龜次郎君

松岡 平市君 三浦 義男君

吉田 萬次君 秋山 長造君

高田なほ子君 松永 忠二君

大和 与一君 吉田 法晴君

加賀山之雄君

出席者は左の通り。

内閣委員

委員長 藤田 進君

理事 上原 正吉君

大谷藤之助君

委員

永岡 光治君

近藤 鶴代君

吉米地義三君

中野 文門君

増原 惠吉君

松村 秀逸君

伊藤 顯道君

田畑 金光君

千葉 信君

島村 軍次君

八木 幸吉君

湯山 勇君

野本 品吉君

吉江 勝保君

常岡 一郎君

有馬 英二君

下條 康麿君

林田 正治君

林屋龜次郎君

松岡 平市君

三浦 義男君

秋山 長造君

高田なほ子君

松永 忠二君

大和 与一君

加賀山之雄君

前田 正男君

松永 東君

中村三之丞君

政府委員
内閣官房内閣
審議室長兼内
閣総理大臣官
房審議室長
吉田 信邦君
総理府總
務部長官
藤原 節夫君
科学技術庁
長官官房長
原田 久君
科学技術庁企
画調整局長
鈴木 康平君
法務政務次官
横川 信夫君
法務省人権
擁護局長
鈴木 才藏君
文部省大学
学術局長
緒方 信一君
文部省社会
教育部局長
福田 繁君
厚生省社会局長
安田 巖君
厚生省児童局長
高田 浩運君
農林省振興局長
永野 正二君
農林省振興局長
本名 武君
運輸省船政局長
細田 吉藏君
建設政務次官
堀内 一雄君
建設省計画局長
町田 稔君
事務局長
常任委員
杉田正三郎君
常任委員
工榮 英司君
常任委員
会専門員
山本 弘人君

内閣委員
委員長 藤田進君
委員 永岡光治君
近藤鶴代君
吉米地義三君
中野文門君
増原惠吉君
松村秀逸君
伊藤顯道君
田畑金光君
千葉信君
島村軍次君
八木幸吉君
湯山勇君
野本品吉君
吉江勝保君
常岡一郎君
有馬英二君
下條康麿君
林田正治君
林屋龜次郎君
松岡平市君
三浦義男君
秋山長造君
高田なほ子君
松永忠二君
大和与一君
加賀山之雄君
前田正男君
松永東君
中村三之丞君

科学技術会議設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○科学技術会議設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○青少年問題協議会設置法案の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
付)
(内閣委員長藤田進君委員長長席に
着く)
○委員長(藤田進君) これより内閣・
文教委員会連合審査会を開会いたしま
す。

本連合審査会の案件は、科学技術会
議設置法案及び青少年問題協議会設置
法の一部を改正する法律案であります
が、まず、科学技術会議設置法案を議
題として審査を行います。

まず、本案の内容について説明を求
めます。
○政府委員(原田久君) それでは、お
手元に差し上げてあると思いますが、
科学技術会議設置法につきまして御説
明を申し上げます。

まず、科学技術会議を設置いたした
という趣旨、目的でございますが、
御承知のように、世界における科学技
術の進歩は非常に急速なものがござい
ます。わが国におきましても科学技術
振興のための諸体制を整備する必要が
あることは言うまでもございませ

ず、わが国の科学技術行政機構を見ま
すと、たとえば、農業関係につきま
しては農林省、工業関係につきま
しては通産省、それから大学関係におき
ましては文部省というように、分掌され
ております。科学技術というものは元
来、その進歩過程におきましてはだんだ
ん細分化され、進化していくという性
格を持っておりますが、他面、その総

合化ということがその進歩に非常に寄
与するものでございしますので、総合化
をする必要があるというので、一昨年
科学技術庁が設置されました。科学技
術の総合調整を任務とする使命をもつ
て発足したのでございしますが、科学技
術庁の使命をいたしましては、大学関
係の研究を除くということになってお
ります。また、総合の任務をいたし
まして、原子力問題につきましては原
子力委員会なども設置されておるわけ
でございます。国全体として見ますと
と、科学技術の総合という点につきま
しては、総合調整の機構が完備されて
いないような状態でございます。そこ
で、科学技術振興のための総合的な問
題につきましても審議機関を設置する
必要があるというので、第一条にあり
ますように、総理府の付屬機関として
科学技術会議を置くということに相
なつた次第でございます。

次に、この科学技術会議に諮問いた
します事項につきまして御説明申し上
げますが、第二条の第一号から第四号
まで掲げてあります事項につきまし
て、関係行政機関の施策の総合調整を
行う必要があると内閣総理大臣が認め
ました場合には、当該事項について会
議に諮問しなければならないというこ
とを義務づけておるのでござい

ます。
この諮問事項の内容につきまして簡
単に御説明いたしますと、まず、その
第一号であります。「科学技術一般に
関する基本的かつ総合的な政策の樹立
に關すること」と、なっております。

この科学技術の中には、「人文科学のみに係るものを除く」と書いてあります。その「科学技術一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に関する」と。となつておりました。ここに科学技術一般と申しますのは、個々の科学技術をさすのではなくて、科学技術其通問題、たとえば給与の問題であるとか、研究施設の問題であるとか、そういったような共通事項につきまして、基本的かつ総合的な政策の樹立に関することとございます。

第二号は、「科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定に関する」となつております。これは、科学技術というものが、長期的な見通しのもとに、かつ総合的な調整を受けました目標というものを設定して、将来にわたる科学技術の発展を期するためには、そういう目標を立てるということが必要であるかと思ひます。そういう事項が審議事項の第二になつております。

第三は、「前号の研究目標を達成するために必要な研究で特に重要なものの推進方策の基本の策定に関する」と。これは、前号で定めました研究目標のうち、特に必要な重要なものにつきまして、推進をどういうふうにしていくかというこの基本的な事項、こまかい細部にわたるものではございませぬけれども、基本的な、たとえば組織であるとか、分限とかというものにつきまして、その方策を決定するということとございます。

第四番目は、「前三号に掲げる事項に係る日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は報告に関する」と。となつておりました。前三号に掲

げますような重要事項につきまして、日本学術会議へ諮問をいたしました。あるいは日本学術会議の答申または報告がされた場合に、そういう事項について審議することになつております。

この事項につきましては、内閣総理大臣の職務をいたしまして、会議に諮問しなければならぬということになつておるのが第二号でございます。次に、第三号でございますが、「答申の尊重」、「内閣総理大臣は、前条の諮問に対する答申があつたときは、これを尊重しなければならない」と、諮問事項に對してその答申がありましたときに、総理大臣が尊重するということとは当然のことではあります。特に問題が重要でございますのでこの規定を置いた次第でございます。

次に、第四号、第五号、第六号は組織でございます。まず、この会議の組織は、議長と議員八人から組織される構成を示しておるものでございます。その議長といたしましては、第五号に「内閣総理大臣をもって充てる」、「議長は、会務を総理する」、「議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員が、その職務を代理する」というように、議長について規定しております。

次に、第六号は議員でございますが、「議員は、次の各号に掲げる者がもつて充てる」となつておりました。一号から四号までは、大蔵大臣、文部大臣、経済企画庁長官、科学技術庁長官、四閣僚をまず掲げております。それぞ

れぞれ四閣僚を掲げましたゆえんにつ

きましては、科学技術の重要事項に関する連

いたしましては、財政的な観点から

御審議をいただく必要があるというの

で、大蔵大臣をお願いいたしまして、それから大学関係の研究にお願いいたしましては、文部大臣の御審議をお願いいたし、それから経済の長期見通し、あるいは経済全般の観点から見ました科学技術問題の御審議をお願いする観点から、経済企画庁長官をお願いし、科学技術庁長官は大学の研究を除く関係各省庁の科学技術の総合調整の任務を

持つております大臣でございますので、科学技術庁長官をお願いするということになつております。五番目に、「科学技術に関するすぐれた識見を有する者四人」と掲げておりますのは、科学技術という問題が非常に専門化されておりますので、そういう識見を有する方の御参加をお願いしておる次第でございます。

第二号でございますが、「議長は、第四号及び前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、関係の国務大臣を、議員として、臨時に会議に参加させることができる」と、これは、それぞれ関係各閣僚といたしまして、特に問題となるような議題につきまして、それぞれ議員として臨時に会議に参加されて御審議に参加していただくことによつて、会議の審議の十全を期するために、こういう項目を掲げておる次第でございます。次に、第三号でございますが、第一号第五号の議員、すなわち「科学技術に関するすぐれた識見を有する者四人」となつておりますが、そのうち二人は非常勤とする。裏返して申しますと、二人は常勤であるということになつております。これは、特に科学技術の問題が非常に複雑多岐にわたるに検討をされる必

要があるという建前から、お願いしたのでございまして、こうした審議会の議員として常勤の方をお願いしておる例といたしましては、原子力委員会とか、運輸審議会とか、地方財政審議会などもございまして、そういう例にもならつた次第でございます。

第七号は、ただいま申しました「第一号第五号の議員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」ということと、国会の御承認を得るということとを規定しております。次に、第二号、第三号、第四号はそれぞれ例文的な規定でございますので、詳細な説明は省略させていただきます。

第八号は、議員の任期でございますが、「三年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする」と、これも例文でございます。第二号も同じでございます。

第九号は、これは第七号の例文に規定する例外、「第七号第四号各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする」と、失格の条件を述べております。また、第二号も同様でございます。

次に、第十号、「議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と、この規定を特に置

いてはならない」という規定を特に置

いてはならない」という規定を特に置

いてはならない」という規定を特に置

解任を願う、こういう考え方の専門委員を置く予定にしております。二項で「公議に、幹事を置く。」「幹事につきましては、政令その他でうたう予定にしておりますが、大休各省の次官クラスの方をお願いする予定にしております。

第十三条は、資料提出の要求等に対しての事項でございます。

それから第十四条、「この法律に定めるもののほか、会議に必要事項は、政令で定める。」としておりまして、政令案といたしましては、専門委員のこととか、幹事の任命、それから部会の設置、議事手続、庶務などについて政令に定める予定にしております。

付則といたしまして、施行期日でございますが、「この法律は、公布の日から施行する。」として、公布と同時に施行したい予定でございます。それから二項は、第六條第一項第五号の議員の任期についてうたっているものでありまして、四人のうち二人については一年六月、他の二人については三年とする、半期交代という考え方を表わしております。

第三項であります、総理府設置法の一部を改正いたしまして、科学技術会議を掲げることにしております。

それから第四項としまして、科学技術庁設置法の一部を改正する。科学技術庁設置法の「第二十条第一項の表中科学技術審議会の項を削る。」と書いてございます。従来科学技術庁の付属機関といたしまして科学技術審議会がございましたが、科学技術会議が発足いたします場合には、科学技術審議会が審議しておりますことと相当重複した間

題が科学技術会議で審議されることになりまして、科学技術審議会はこれを廃止したいと考えてございます。ところで、科学技術審議会の審議事項の中には本科学技術会議の審議の対象とならないような事項もございまして、この件につきましては、科学技術庁内に関係各省の連絡機関を置くことにいたしております。

以上が科学技術会議設置法の概略の御説明でございます。

○委員長(藤田進君) 次に、本案につきましては衆議院において修正がなされております。従って、衆議院内閣委員会の代表者から修正趣旨について御説明を願います。衆議院内閣委員理事前田正男君。

○衆議院議員(前田正男君) この際、私が修正案の提案者でありましたので、御説明をさせていただきます。

本修正案は自由民主、社会両党の共同修正案でございます。衆議院の内閣委員会におきまして、また本会議におきましても、全会一致をもって可決されたものでございます。

その要旨は、先ほどの政府側の説明にもございましたが、第十條のところの第二項、第三項でございますけれども、要するに、そこにあります「政党内閣の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。」、これを削りまして、第二項の二を生かしましたものでございまして、修正案文を申し上げますと、第十條第二項及び第三項を次のように改める。

2 第六條第一項第五号の議員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利

事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

以上の通りでございます。

この修正の趣旨を申し上げたいと思うのでありますが、これは御承知の通り、科学技術というものは、わが国国力の発展の問題、あるいは国民生活の問題、こういうふうな非常に将来にわたって重要なものでございまして、もちろん、これは政党政派を超越しまして、超党派的に真剣な努力をしなければならぬものであると考えられるのであります。そういう点から、こういう政党の役員とか、あるいはまた政治活動の禁止という点とか、われわれは考えているのであります。

もう一点、同時に、この議員となられました方は、当然この会議におきましては、今申し上げましたような政党政派を離れて超党派的に真剣な努力を怠りたかなければなりません。が、同時に、個人といたしましては、やはり基本的に政治活動をするところの権利というものは、私はあるのじゃないかと思うのであります。御承知の通り、現在のようないくつかの政派の発達して参りましたときにおきましては、当然この会議に列せられるような重要な人たちは、個人的には政治活動をされるというふうな基本的な権利というものは、私は当然認めなければならぬと思うのであります。特に政党の役員というふうなことは、中央だけでなしに、地方の役員も全部入るといことを法制局の方で申しておりますが、そういうふうな個人的な権利を制限するのはよろしくないのではないか、こういう

うふうに考えまして、この二つの理由から大体これを修正したい、こういうふうな考えたような次第でございます。

また、役員は、この法律案に書いてあります通り、「両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」とありますから、いろいろな初め政府が考えておりましたような心配等も私は全然ないのじゃないかと、こういうふうに考えて、われわれは全会一致をもちまして、委員会及び本会議において修正をいたしましたような次第でございます。

○委員長(藤田進君) それでは、これより質疑に入りますが、正力科学技術庁長官がたまたま見えになりました。それから科学技術庁からは篠原事務次官、原田官房長、それから文部省関係は松永文部大臣、緒方大学学術局長、本科学術会議事務局長、それからただいま説明のありました衆議院議員の前田正男君。一萬田大蔵大臣につきましては、今なお予定が立っておりません。

それでは、これより質疑に入りますが、なお、質疑に当りましては、文教委員の御質疑を主とするよう取り運びたいと思っております。さよう御了承をお願いいたします。前田議員の御都合もございまして、先に前田議員に対してお話を願いましたらどうかと思っております。この点含みの上でお進みをいたしたいと思います。

それでは、御質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○秋山長造君 私の方は前田さんに対する質問ではないのですがよろしゅうございませうか。ほかに皆さん、前田さん

んに対する御質疑があれば、あとにいたします。

○委員長(藤田進君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(藤田進君) 速記を起して下さい。

○秋山長造君 正力閣下大臣に若干お尋ねしてみたいと思つた。大休、この科学技術庁ができたときに、先ほど官房長から説明があったのですが、科学技術行政が、あるいは文部省、あるいは農林省、あるいは通産省というように、各官庁に分散してあるので、これを総合的に運営しなければならぬ、いわゆる総合調整をやらなければならぬ。だから、その総合調整をやるために総理府に科学技術庁という新しい役所を設けるのだ。だから、これができれば、今まで分散してばらばらになつておる科学技術行政というもの、総合的に運営されるのだ、こういう趣旨で科学技術庁というものができたのです。そうして正力さんがその長官をやつておられるわけですね。ところが、どうも、ついそれはこの間のことですが、今度はまた、それではどうも総合調整はできぬ。だから、今度はもう一度別なものをやる、こういうことになる。一休それはどこまで行つたら、ほんとうに総合調整ができるのか。

まあ私はこういうあなたが科学技術会議というふうな国防会議がいのよなものを作るのは、これは科学技術庁というものが、これは本来の使命を果していない。また、科学技術庁が設置された趣旨も、そのときの説明もきわめてもつともな説明だったが、去

年、ことしやってみて、これはちつとも科学技術庁というものがその本来の使命を果していないということを、みずから告白することになるのじゃないかと思う。その点について、まずお伺いしたい。

○国務大臣(正力松太郎君) 科学技術庁ができたいわれについては、私は詳しいことは知りません、科学技術庁ができてから私は就任したわけでありまして。まあその話は別といたしまし

て、科学技術庁は科学技術一般に関する総合調整をやるということは、今お話しした通りであります。しかし、大学に対する分は除くと、こうなっておりません。大学の研究を除いては、科学技術の私は調整は完全にいかぬと思うております。それが今日科学技術会議で作った、法案を出したゆえんなのであります。それで調整をやるために

は、むろん文部省、私——科学技術庁長官とさらに文部大臣と、二人に話をしなければいけませんから、そういうことと、いま一つ、また事予算にも関しておりますので、それで大蔵大臣、企画庁長官も入れて、そうして科学技術会議を作るのだ。ただし、それだけではいかぬので、やはり専門家の科学技術に対する知識が要するというので、学識経験ある人を四人加えました。そうして総理大臣を総理府の長として、その諮問に應ずる、こういうことになしたわけであります。

御承知のごとく、私ども科学技術の調整についても一番考えるのは、各省のセクショナリズムです。このセクショナリズムを破らなければ、科学技術の私は振興はできぬと思うております。それで、今こういう科学技術会議

を作つて、そのセクシヨナリズムを破りたいと思つておるのですが、なかなかこれはむずかしいことなんです。しかし、これならばある程度できやせぬかと、こう思つておるわけであります。

くぐれも申しておきますが、科学技術庁長官としては、大学の研究を除くことありますから、大学の研究を除いてはやはりできませんので、それで文部大臣を入れたわけであります。

○秋山長造君　そういたしますと、この大学の研究以外については、これは、科学技術庁で十分なのだ、また十分事実それだけの実績を積んでおるのだ、ただ大学の研究に対してコントロールをするためにのみ、この今度の科学技術会議は設けられたのだ、こういうふうに了解してよろしいのでございますか。

○国務大臣(正力松太郎君) 大学の研究もその一つでありますが、御承知の通り、科学技術を振興するについては、科学技術思想の普及、科学技術者の養成ということが必要であります。従って、科学技術者の養成について、やはり文部省がやります。私どもはそこまで関係できません。それだから、どうしても文部大臣と私の方と両方方ではなくちやならぬ。それと、繰り返して申し上げるようですが、予算の調整も必要でありますから、それで大蔵大臣を入れたという、こういうわけで

○秋山長造君 だけれどもね、この科学技術思想の普及とか、あるいはこの科学技術者の養成、こういうものについてはですね、これはすでに科学技術庁でも文部省と連絡をとって、いわ

ゆる総合調整の妙味を發揮してやつておられるわけです。また、その線に沿つて文部省でもやつておられる。しかも、それをもう一段この高次の段階で、高い段階で総合的に方針をきめておられるのは、これは闊議というもの

があるわけですが、閑談というものが、それからまた、科学思想の普及等について、特に専門的には、學術會議等が中心になってやることになっておる。これはちゃんと法律に書いてある。だ

から、そういうものは、それそれ今までも担当しておった機関が十分に能力を発揮すれば、それはもう全く必要にしてかつ十分なものであって、そうしてここで新しく……。閣議というものもあって、これがもう最高のレベルにおいて国のあらゆるこの行政部門を総合的に調整しておるわけですが、そういうものともさらに別にですね、閣議の

中にさらにもう一つ、内閣の中にもう一つ内閣を作るといふような形で、科学技術会議というものが設けられるのの理由ですから、これはまあよくよくの理由がなければ……。

これは大体、鳩山内閣以来言つてこられた、このいろいろな審議会だとか調査会だとかといふものは、徹底的に整理していくのだ。きのうも岸総理大臣は、内閣委員会でその点について発言があつたようですが、けさの新聞を見ると、川島幹事長は大阪において、今度の選挙に訴える重要政策の一つと

して、この行政機構の徹底的な簡素化、特にいろいろな付属機関の徹底的な整理ということをやるということをや、大きくアツピールしておられた。そういう口の下から、こういう同じよきような総合調整、総合調整という名前を

持ったものが、次から次へ幾つもできるので、これは全く総合調整のまゝた総合調整をせにやならぬことになってくる。総合調整の総合調整の、またもう一つその上の総合調整をやらなきゃならぬ。どこまで行っても、これ

一体、この科学技術会議ができた
ら、それでもってほんとうの総合調整
ができるのかどうか。その科学技術会
議のやる総合調整と、閣議がやるとこ
のやる総合調整と、二重に調整する

るの総合調整、あるいは原子力会議などの総合調整、あるいは科学技術庁がやる場所の総合調整、あるいはいろいろな総合調整と名のつくもの、その総合調整は、一体どこでやるものですか。

○国務大臣(正力松太郎君)　今まで、私も科学技術庁長官といっていましたので、そうして文部省とよく相談をして

やりました。その結果、どうもうまく
いかない。なるほどお話の通りに、今
までいろいろな専門部会があったじゃ
ないか。科学技術庁においても、科学
技術者の専門部会がありました。今度
はこれらの専門部会を廃します。科学
技術審議会というものは廃しまして、
そうしてこの科学技術会議を作ったの
でありますから、決して今まであった
ものの上に作るのじゃありません。科
学技術審議会というものは廃止するの
であります。そうしてこの特徴とし
ては、閣議があるじゃないかとい

ます。それで私は、閣僚のほか、つまり直接関係のある閣僚のほか、學者、経験者を入れるということにして、やるのであります。これで総合調整をやってみたいと思っております。決

して重複はいたしておりません。

○秋山長造君　まあ、大臣のほかに四人ばかり、しかも二人は非常勤ですから、まあ事実上は大団のほかに二人常時加わるといふことになつておるののです。その程度の人を加えて、それが

して最高のこの科学技術方針を打ち出すということなら、すでに岸首相の身邊には、茅誠司さんとか、兼重寛九郎さんとか、あるいは嵯峨根遼吉さんなどとか、こういうような、まあある意味

だから、それと実質的にはちつとも違わぬのじゃないですか。何もこんなに次から次へと、科学技術を総合調整するのだといって、科学技術片を設け、そうして民主的にやるのだといつて、そのの諮問機関として科学技術審

のうちに、原子力関係は原子力会議といふものを別に設ける。しかも、原子力会議の事務局というものは、科学技術庁の内局、中の一部署である原子力局がその事務を担当している。ここでも、はや、だいたい混同しているのですね。だいたい複雑になつて、からみ合つてゐる。その上にさらにこの科学技術会議とか何とかいう、こけおどしめがやうなものを設けて、そしてこれがまた総合調整をやるのだ。一体総合調整がどこまで行つたらとまるのか、見当

かつかぬ。だから、岸さんなり、おるいは川島さんが大いに声を大にして、徹底的な機構の簡素化をやる、付属機関、外郭団体の徹底的な整理をやるというておっしゃっていることと、余りあべこべに、これはもう数からいって

それから、なお申し上げたいのは、私は、大體審議會というものを、これは実は一月に一回か二回開いたものではなかなかいかぬのであります、私の経験上。それで、今度常設の委員を二人加えたのであります、これは私ども、順子力委員会におつて、もうやはりあつ常設の委員を置いたということが非常に役に立ちました。ただ学者が

何とか会議というもののばかりやたらに設けて、相談する機関ばかりやたらに設けて、それを実行に移すことはちつともやっていない。そういうことよりも、百の議論よりも一つの実行という言葉がございしますが、これは全く今の政府のいろいろな行政に当てはまると思います。

それはもう十分に、いろいろな人の

です。一大学の研究費は数億円しか増額されず、科学振興は今回も依然として懸け声だけに終り、遂に立ち上る機会は永久にこないのではないかとさえ考えられる。」、こういう結論なんです。こういう状態ではうっておきながら、ただやたらに総合調整、総合調整という、政府の方の行政簡素化の方針さえも踏みにじって、次から次へ屋

としておられるところは、科学技術庁長官の能力ということは別として、これはいろいろな長官の権限において現状でできるのではないか。これは大学の方の科学技術に対して権限がないから、大学との関係も持ちたいという点。それから必要性としては、今再三お答えになるのは、大蔵大臣を入れて金を取るからだ。それならば、閣議で

きり書いてあるのですよ。だから、科学技術庁が、ほんとに、この提案理由に述べてあるごとく、政府が科学技術行政というものを強力にやりたいということならば、これは閣議でやらない。その閣議の方針にどうして大蔵大臣が聞かぬというのなら、大蔵大臣を罷免されたい。そういうことにちゃんと法律でまづっているの

ですからね。

しかも、第三条なんかでも、私はまず内閣制度としてはおかしいと思うのですね。いろいろな審議会なり調査会なりというものがあつて、そうしてこれは何百とあるのですが、そういうものはみな、意見を聞いて、それを行政の上に反映させるために設けてあるのではありませんか。だから、それらの答申なり意見の具申なりというのは、当然内閣としてこれは尊重しなきゃならぬという前提のもとに設けられておる。それでなかつたら、意味がない。ところが、特にこの科学技術会議に限って、答申があつたときはこれを尊重しなきゃならぬ、こういうことが書いてあるのは、これはもう、今度のこの科学技術会議の構成等とにらみ合せますと、これは、内閣の中にまた別の内閣を作るんじゃないか。それで、まず、内閣としての職権を行うのは閣議による、閣議第一だという根本の建前というものが、あつちこちから足や手を引っぱられて、混乱してくるんじゃないか。で、今度は、科学技術会議とそして閣議との総合調整をはかる機関を、また別に作らなきゃ内閣としての統一した科学技術行政というものはできぬことになりはせぬかと思う。私は、これは率直に申し上げますがね、正力大臣の先ほど来言っておられることから考えても、一つのねらいは、あなたの権限が大学のワタの中まで及ばぬから、この機会に一つ大学まで握ろうというの、一つのねらい。それから第二のねらいは、総合調整をやるといふことで科学技術庁は設けたんだけれども、しかし、科学技術庁では、庁だから、各省に対してどうも

らみが事実上きかぬ。だから、今度は、科学技術会議というものを一つかきに着て、そしてあなたがにらみをきかして、科学技術庁の予算をよけいぶん取ろう。この二つのねらいとしか考えられぬ、二つのねらいとしか。特に、第一の、大学の方の権限を握ろうということは、後ほど私は質問しますが、きわめて重大な問題だと思ふ。この点について、正力大臣の御答弁とともに、文部大臣の御答弁をお願いしたい。

あると認めたときは、と——「内閣総理大臣」と申しますのは、総理府の長官としての内閣総理大臣が、四つの項目に掲げた事項について、必要があると思つたときに限って、「諮問しなればならない」となつておりまして、これは、総理府としての機能を果たす限界の中に入つておるかと思ひます。それから、内閣、いわゆる内閣の首班たる総理大臣としての行政の総合調整といふことはございせん。その間はせつ然と分れるんじゃないかと思つております。

○秋山長造君　そういうことは、これはもう、ただその場のつれなこじつけの議論であつて、それは、総理大臣がこの場合には総理府長官としての立場でやるんだといふことなら、総理府長官といふならいじやないですか。あるいは、その「内閣総理大臣」の下へ、カッコをつけて、総理府長官と入れたらどうです。それは、あなたが、自分が議長をしとる諮問機関へ、自分が諮問をして、その答申を自分が尊重しなきゃならぬといふ、そんな、あなた、ばかばかしい規定というものがそもそも私はおかしいと思う。

○委員長(藤田進君)　質問者にお伺いしますが、松永文部大臣の答弁がそのままになっておりますが、この際答弁を受けましようか。

○秋山長造君　いいです。大学自治の問題は、後ほどまとめてお尋ねしますから、その点だけ除いて……

今の正力大臣の御答弁は、またまここにおかしいと思ふんですね。科学技術庁というものは行政権はないのですか。科学技術庁には行政権はないのですか。行政庁の長官では行政権がないから、今度は行政権を持たなくちゃいかぬ……。今度の諮問機関ですよ。行政権は持つてゐるのですか。この科学技術会議というのは、

○國務大臣(正力松太郎君)　ただいま大学の権限まで僕が握ろうというお話ですが、断じて自分はそのういう考えは持つておりません。これは、文部大臣もこの説には喜んで賛成してあります。そうして、よくここでやりたいといふことであります。それから、内閣との関係は、内閣は、決定機関であります。これは、諮問機関であります。

○委員長(藤田進君)　ちよつと、その点ですが、総理大臣が山られて総理大臣が諮問なさるといふことになる、と、国家行政機構上問題が出ないでしようか。

○國務大臣(正力松太郎君)　私は、大学を握るのが第一の目的だとは申しましたが、もういけません。あるいはお聞き違ひだと思ひます。私は、よく大学の方の研究も相談をしないくちやならぬ、今までは文部大臣にはただ閣議で國務大臣として話をしておつたけれども、今度行政長官として、科学技術庁長官としてよく話をしたいといふことあります。そうして文部大臣もこの案については賛成しておるわけであり

○委員長(藤田進君)　質問者にお伺いしますが、松永文部大臣の答弁がそのままになっておりますが、この際答弁を受けましようか。

○秋山長造君　いいです。大学自治の問題は、後ほどまとめてお尋ねしますから、その点だけ除いて……

今の正力大臣の御答弁は、またまここにおかしいと思ふんですね。科学技術庁というものは行政権はないのですか。科学技術庁には行政権はないのですか。行政庁の長官では行政権がないから、今度は行政権を持たなくちゃいかぬ……。今度の諮問機関ですよ。行政権は持つてゐるのですか。この科学技術会議というのは、

○國務大臣(正力松太郎君)　科学技術庁というものは、総理府にあるのであります。省じやありません。従つて、総理府は総合調整をやるのであります。だから、私は、総合調整の長官……。○秋山長造君　それはおかしいです。あなた、総理府である以上は、法律で決められただけの行政権といふものはあるから、これが行政官庁なんです。総理府であるとかどこであるといふようなことは、それは別な問題です。

○國務大臣(正力松太郎君)　ただいま大学の権限まで僕が握ろうというお話ですが、断じて自分はそのういう考えは持つておりません。これは、文部大臣もこの説には喜んで賛成してあります。そうして、よくここでやりたいといふことであります。それから、内閣との関係は、内閣は、決定機関であります。これは、諮問機関であります。

○委員長(藤田進君)　ちよつと、その点ですが、総理大臣が山られて総理大臣が諮問なさるといふことになる、と、国家行政機構上問題が出ないでしようか。

○國務大臣(正力松太郎君)　私は、大学を握るのが第一の目的だとは申しましたが、もういけません。あるいはお聞き違ひだと思ひます。私は、よく大学の方の研究も相談をしないくちやならぬ、今までは文部大臣にはただ閣議で國務大臣として話をしておつたけれども、今度行政長官として、科学技術庁長官としてよく話をしたいといふことあります。そうして文部大臣もこの案については賛成しておるわけであり

○委員長(藤田進君)　質問者にお伺いしますが、松永文部大臣の答弁がそのままになっておりますが、この際答弁を受けましようか。

○秋山長造君　いいです。大学自治の問題は、後ほどまとめてお尋ねしますから、その点だけ除いて……

今の正力大臣の御答弁は、またまここにおかしいと思ふんですね。科学技術庁というものは行政権はないのですか。科学技術庁には行政権はないのですか。行政庁の長官では行政権がないから、今度は行政権を持たなくちゃいかぬ……。今度の諮問機関ですよ。行政権は持つてゐるのですか。この科学技術会議というのは、

○國務大臣(正力松太郎君)　科学技術庁というものは、総理府にあるのであります。省じやありません。従つて、総理府は総合調整をやるのであります。だから、私は、総合調整の長官……。○秋山長造君　それはおかしいです。あなた、総理府である以上は、法律で決められただけの行政権といふものはあるから、これが行政官庁なんです。総理府であるとかどこであるといふようなことは、それは別な問題です。

○國務大臣(正力松太郎君)　ただいま大学の権限まで僕が握ろうというお話ですが、断じて自分はそのういう考えは持つておりません。これは、文部大臣もこの説には喜んで賛成してあります。そうして、よくここでやりたいといふことであります。それから、内閣との関係は、内閣は、決定機関であります。これは、諮問機関であります。

○委員長(藤田進君)　ちよつと、その点ですが、総理大臣が山られて総理大臣が諮問なさるといふことになる、と、国家行政機構上問題が出ないでしようか。

○國務大臣(正力松太郎君)　私は、大学を握るのが第一の目的だとは申しましたが、もういけません。あるいはお聞き違ひだと思ひます。私は、よく大学の方の研究も相談をしないくちやならぬ、今までは文部大臣にはただ閣議で國務大臣として話をしておつたけれども、今度行政長官として、科学技術庁長官としてよく話をしたいといふことあります。そうして文部大臣もこの案については賛成しておるわけであり

○委員長(藤田進君)　質問者にお伺いしますが、松永文部大臣の答弁がそのままになっておりますが、この際答弁を受けましようか。

○秋山長造君　いいです。大学自治の問題は、後ほどまとめてお尋ねしますから、その点だけ除いて……

今の正力大臣の御答弁は、またまここにおかしいと思ふんですね。科学技術庁というものは行政権はないのですか。科学技術庁には行政権はないのですか。行政庁の長官では行政権がないから、今度は行政権を持たなくちゃいかぬ……。今度の諮問機関ですよ。行政権は持つてゐるのですか。この科学技術会議というのは、

○國務大臣(正力松太郎君)　科学技術庁というものは、総理府にあるのであります。省じやありません。従つて、総理府は総合調整をやるのであります。だから、私は、総合調整の長官……。○秋山長造君　それはおかしいです。あなた、総理府である以上は、法律で決められただけの行政権といふものはあるから、これが行政官庁なんです。総理府であるとかどこであるといふようなことは、それは別な問題です。

の権限をいたしましては、まず任務を申し上げますが、「科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ）に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。」、こういうふうに書いてございます。権限にも、これに伴いましてそれぞれ必要な事項がございまして、一例を申し上げますれば、「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行うこと。」、こういうふうにあります。従いまして、そういう権限、任務に従いまして、行政機関をいたしまして、それぞれ目的とする、任務とする行政はできるわけでございます。

ただいま大臣から総合調整を行うだけではできないというふうな御発言があったのでございますが、これは大臣のお氣持をいたしましては、総合調整の範圍を越しまして、具体的に何か一つの問題をとらえて実施するというところまではできないということをおっしゃられたのではないかと、補足説明させていただきます。

○秋山長造君 何とかをとらえて具体的に実施するところまではできぬというところは、うそですよ。現にやっておりますでしょう。もうそれがやれぬのだら、こんなものを廃止したらいい。何にもなりやせぬ。議論するだけで、実際の行政やれぬというなら、廃止しなさい。諮問機関でもやれるというなら、諮問機関でやったらいい。でも、その点はもうそれでよろしい。そういうことまであなたにこまかく聞いていても、切りがないですから。

しかし、長官はもう少しやはり自信を持たれたらいいと思うのです。どうも科学技術庁という名前がコンプレックスを感じておられるんじゃないか。これは独立の省ではないにしても、この第三条に書いてあるあなたの権限というものは、まことに広範な権限が与えられておるのです。だから、今のようないくつかの御認識だから、どうも科学技術庁ではないか、もう一つ別な機関、諮問機関であるにしても別な機関を作らなくちゃいかぬというふうなことを、お考えになるのじゃないかと思ふ。この科学技術庁設置法の条文を十分お読みになったら、これはもうこれ以上、醜態を得て罰を望むというふうなことを考えられる必要はちつともない。

それから、さらに、さっきの関連で、大学との関係についてお尋ねいたしますが、大政府の方では日本学術会議というものをどの程度に考えられておるのか。それからまた、今日日本学術会議というものを対する政府の態度といふものは、これに対する扱い方といふものは、学術会議ができた当初の考え方からいって相当後退しておるんじゃないか。学術会議そのものも、学術会議の設置法に書いてあるところからいけば影が薄くなつておるんじゃないかというふうな批判があるのです。その点について、まずお尋ねしたい。

○国務大臣（正力松太郎君） 学術会議の意見というものは、科学技術庁として、また政府として、十分尊重して、その通りにやっております。決して輕視しておりません。それから、なお、先ほどの科学技術

庁のことで申しますと、省でありませぬから、たとえていうたなら、電波に関する研究にしても、今のところでは、郵政省にもあれば鉄道省にもあるというふうな、各省にまたがっております。それをみんな一つにまとめたといふ、一つは思つておるのであります。これは実はセクショナリズムで、それがうまくいってない。だから、私の方の仕事は総合調整ということに事実上終つておるのです。それが、私先ほどいつた言葉が足らぬで、あるいは行政権が及ばぬというふうに申し上げたかもしれませんけれども、要するに、総合調整だけで、実際はそういうふうに行つていないのです。

○秋山長造君 学術会議の方……
○国務大臣（正力松太郎君） 学術会議の意見は十分尊重して、今までやっております。学術会議の意見に反したことはやっております。もう一つであります。○秋山長造君 さっき言われた電波の關係は、逓信省が持つておるとかあるいは……。そういう問題は、それは一つにまとめたのならばとめるようにやられたらいいので、今度の諮問機関を、またまは作つてみたからというて、またまは作つてはない。それで、これはあつちこち分れておるものを具体的にまとめて、一つの省なり庁を作られたらいいので、これは別に諮問機関のようなへんてこなものを作つたからというて、それがまたまのでもないでしよう。その点は内閣委員の方でも御議論があると思ひますから、私はもう言いません。

学術会議との問題ですが、学術会議は大いに尊重しておるとおっしゃるけれども、大政府学術会議が二十三年に設

置されて以来の経過をたどつてみますと、まず最初には、科学技術行政協議会というものが政府にあった。科学技術行政協議会というものが法律によつて設けられた。そして、これは委員が二十六人で、そのうち半数の十三人というものは学術会議から代表者が出ておつた。ところが、その後科学技術庁が設置されて、そしてその付屬機関として科学技術審議会というものができた。科学技術審議会のときは、もうすでに半数を学術会議から出すという線はくずれて、今度は二十七名の審議会の委員のうちわずかに三分の一、学術会議の代表は九名出たにすぎない。だから、学術会議の代表を半分最初入れたのが、次の審議会のときにはもう今度は三分の一に減つたわけですね。そして今度は科学技術會議を見ますと、学術会議は全然影響をひきおろしてしまつて、ただ抽象的に「科学技術に關してすぐれた識見を有する者四人」と、こういうことにすつと、そういう面での学術會議の線というものは非常に薄れて、細くなつてきておるわけですね。こういう経過から見ても、学術會議と政府との關係、あるいは連絡、調整、協力、いろいろな關係があるでしよう。そういう關係というものは、非常に影が薄れてきておるという断定を下さざるを得ないと思ふのです。長官はいかがお考えになりますか。

○国務大臣（正力松太郎君） なるほど審議会の委員など幾らか減つておるかもしれませんが、必ずしも学術會議の意見を聞いてやっております。

○秋山長造君 必ずしも学術會議の意見を聞いてやっておりますというその実績を、

一つお示し願ひたいと思ふ。それからまた、今度のこの科学技術會議のどこに、学術會議の意見を必ず尊重するというのを書いてあるか。この二点、お伺ひしたい。

○国務大臣（正力松太郎君） たとえていうと、原子力の問題でも、委員会がものを決定するについては、学術會議にまず意見を聞いておられます。そして原子力の委員会はきめておられます。なお、尊重というものは、今度の科学技術會議においても特に二条の四号にちゃんと、「前三号に掲げる事項に係る日本学術會議への諮問及び日本学術會議の答申又は勧告に關すること。」、こういうことを設けております。

○松永忠二君 関連して。今のお話ですが、そうすると、この科学技術會議を設置するについては、学術會議の意向を聞いておるのですか。それから、もう一つは、「科学技術に關してすぐれた識見を有する者四人」の中に、そういうふうなお考えならば、どういふわけで学術會議の代表者を加えるとか何とかいう規定をしないのですか。その二点を一つお答えを願ひたい。

○國務大臣（正力松太郎君） 學術會議としては、なるたけ形式にならぬように、実行ができるようにしてくれという意見のように聞いております。

○松永忠二君 もう少し具体的に聞かして下さい。今お諮りになったということなんですが、どういふふうな具体的な内容をもって學術會議の意見を聞かれたのか、また學術會議としてはどういふふうな内容をもったものを答申をされておるのか。そうでないと、具体的に尊重されたというお話がわからないと思うのです、今のようなお話では、だから、どういふふうな形において、科學技術會議設置について學術會議の意見を聞くという方法をとられたのか、具体的にどういふような点を指摘し、あるいはどういふ機関で決定をして、そういうことをおやりになったのか、なお學術會議の意見として、具体的にどういふようなものが出てきたのか。今のようなどてなしに、どういふふうな内容をもったもので、どういふ形で答申をされたのか、そういうことを私は聞いておるわけです。

○國務大臣（正力松太郎君） 初め茅さんを通じてやっております。それから副会長の兼重さんを通じて、こういう内容をずっと説明しまして、それで……。

○松永忠二君 どうも、そういうふうな形で、やはり學術會議を尊重するということは、決して個人的な、会長と副会長の個人の意思を聞かれるということでは……、やはりそういう形でなしに、正式に、やはり學術會議としてこれを討議していただくような方法を講ぜられたのかどうか。

○國務大臣（正力松太郎君） 茅会長を

通じ、副会長を通じて、それで學術會議に諮ってもらっております。正式に答えを聞いております。

○秋山長造君 學術會議の事務総長が見えておるはずですから、そちらへお尋ねしますが、ただいまの正力大臣のお話では、これは科學技術の問題は、もう常に學術會議に諮って、その意見を尊重してやっておるというお話なんです、が、一体、學術會議に事実上いふろな問題が諮られて、そしてその意見が十分尊重されておるのかどうか。それから、特に、先ほど原子力の問題については、特に學術會議を尊重しておるといふことですが、そういうことが一体事実なのかどうか。われわれは従来承知しておるところでは、正力さんが原子力委員長になられて、大いに政治力を發揮して進走されて、そうして原子力協定の問題でも、あるいは動力炉の輸入の問題でも、すべてこれは學術會議は一切つんばさじきに置かれて、そうしてもつぱら原子力委員長は、財界の有力者その他と一緒になつて、どんどん進めてきておられるというように聞いておるのですが、學術會議の率直な意見をこの際お伺いしたい。

○説明員（本田弘人君） お答えいたします。まず、科學技術設置法案につきまして、先ほど正力國務大臣からお話がありましたように、茅会長、兼重副会長を通じて口頭で御諮問がございまして、學術會議といたしましては、科學振興の基本方策を検討する第四十五臨時委員会に付議いたしました、學術會議といたしましては、先ほど御指摘がありました通りに、學術會議が設置されます当時に、行政府との密接な連絡

のために科學技術行政協議會が學術會議法と並んで作られて、そこで緊密な連絡をとっていたのであります。

ところが、その運営上遺憾の点があるというので、科學技術協議會がございまして、これに協力してやっております。さらに強力な科學技術協議會ができるといふことであつて、その点については原則的に賛成であります、が、學術會議といたしましては、法文の形の上において、學術會議の意見が反映できるような形になつていないことは遺憾であります、この点につきまして、特にいろいろ折衝いたしまして、実際の運用面において、この機能が十分に反映できるようにということを強く希望し、また、期待しておる状態であります。

○秋山長造君 原子力の問題……。

○説明員（本田弘人君） 原子力委員會、まあ、これは御承知だと思いますが、原子力問題につきましては、すでに昭和二十八年——七年か八年、今ちよつとはつきり記憶いたしません、が、初めて學術會議におきまして、当時副会長であつた茅委員から提案されました、もう好むと好まざるにかかわらず、原子力の時代が来ている、原子力の問題を日本として真剣に考えなくちゃならない、これについて一つ原子力の問題をどう取り扱うかということを政府に御告しようという話がありまして、その当時、學術會議の中に原子力委員會ができたのでありまして、そうして、そういうことで政府の方といろいろな連絡いたしておりました、原子力委員會、行政委員會というものができます際におきましては、当時茅会長が会長として、いろいろこれに協

力し、あつせんせられており、また、原子力委員會の運営につきましても、學術會議の方には特別に原子力特別委員會というものがございまして、原子力行政委員會としての原子力委員會の運用の面において、学会の、そういう関係の学会の特別委員會が、これに協力しておりまして、大体、その連絡は緊密に保たれておると考えております。

○秋山長造君 あなたはだいたいそうを言っておられる、率直に言つて、私なんか、實際學術會議というものが、今日これはもう事実上影が薄くなつてしまつて、有名無実な存在になつてしまつて、有るべき存在になつていないと思つて、やはり科學技術を振興する、特に科學技術教育を振興していくという面においては、學術會議というもののあり方も、この際われわれは再検討して、そうして、もっと筋金を入れて考えねばいかぬと思つて、それと同時に、政府ももう少し學術會議というものを、口先だけではなしに、行動の方でも尊重してはなげればいかぬと思つておるのですが、茅さんやあるいは兼重さんの意見を、常に連絡をして尊重しているとおっしゃるけれども、茅さん自身がさつき、読み上げました論文の中に、はつきり書いておるじゃないか。今度の予算編成のときに當つても、茅さん、兼重さん、嵯峨根さん、この三人の意見を十分述べる機会をもつたのであつたが、しかし、結果としては名目的な拡充強化はあつても、一番肝心の科學技術教育についてはほとんど予算の増額を見ていない状態である。つまり尊重されておらぬということである。これはもう正力大臣のおっしゃることも、

それから事務総長のおっしゃること、これはどつちも信用できぬ。でたらめですよ。

○國務大臣（正力松太郎君） さつき、茅さんの言われたことと、私の意見と、幾らか違つたのですが、私も茅さんと同感なんです。なかなか予算関係でうまくいかないのです。それで、実はそういう点も考へて、また同じことを言うようだが、大蔵大臣も、これだけ入れてくれたわけなんです。

○委員長（藤田進君） 速記をとめて。

（速記中止）

○委員長（藤田進君） 速記を起して下さい。

それでは、暫時休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後二時十二分開会

○委員長（藤田進君） 内閣・文教委員会連合審査会を再開いたします。

休憩前に引き続き、科學技術會議設置法案を議題として、質疑を続行いたします。

御質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○秋山長造君 私は、午前中に引き続き、もう少しお尋ねをしたいのですが、もう一度はつきり御答へ願いたいと思うことは、本法律案を作られるに當つて、日本學術會議に諮問をされたかどうか、お尋ねしたい。

○國務大臣（正力松太郎君） この提案するにつかましては、學術會議に、先ほど申し上げましたように、相談いたしました。

○秋山長造君 相談するということがなしに、これは科學技術に関するこの法案の内容もきわめて重要ですが、

科学技術会議を作ることそのことが、きわめてこれは重要な、画期的な重大な問題だと思ふのです。だから、そのことについて学術会議に諮問をされたかどうかというところをお聞きしておるのですが、午前中私がほかに聞いたところによると、何か個人的にきいたところか、兼重さん、特に兼重さんは正力大臣と原子力委員会を席を並べておられるわけですから、茶飲み話ぐらいでちよつと御相談できたような話と承わったのですけれども、そういうことで片づける筋合いのものではなくて、やはりこれは正式に文書なり何なりをもつて、日本学術会議へ御諮問になつてしかるべきじゃないかというように考へるのですが、その点はいかがでしようか。現にこの科学技術庁設置法の第二十條によつて設けられている科学技術審議会、この科学技術審議会が政府と日本学術会議との連絡のいわば公式の窓口になつておると思ふのですが、この法律で定められた公式の窓口を通しておやりになつておるのかどうか、その点もあわせてお尋ねしたい。

○国務大臣(正力松太郎君) これは、先ほども申し上げましたように、全く個人的な話じゃありません。非常に慎重にやりました。そして、学術会議でも会議を開いてきめるといふ話でありました。私は決して個人的に話をしておりません。なるほど、文書では問いただしておりませんけれども、こういうわけだから一つよく……で、会議が今度あそこで開けるから、そこで相談するということになった。なお、科学技術審議会でも、私はそういう話をしました。こういうことをして、そして審議を解散したいと思ひます

というところは……これは個人的なことでなく、ほんとうに各方面に手を打った。またそれほど重大と私も考へておるのであります。

○秋山長造君 本田事務総長にお尋ねしますが、ただいま大臣はあいうふうな御答弁ができたのですが、その通りの手続を学術会議においても経た上で答申されたのかどうか、お尋ねします。

○説明員(本田弘人君) お答えいたします。文書での御諮問ではありませんでしたけれども、副会長から、正力閣下からのお話であるということと、それで学術会議の総会にかわる運営審議会での報告がございました。そして、それに基づいて運営審議会では、この科学振興の一般的な方策を検討する臨時の第四十五委員会に付議されまして、その委員会で検討いたしました。先ほど申しましたような学術会議としての意見を申し述べた次第でございます。

○秋山長造君 学術会議で運営委員会が何かが開かれたということですが、これも本来をいへば、学術会議の総会か何か、もつと法的な權威を持った機関を通じてやられてしかるべき問題だと思ふのですけれども、とにかく、それにしても、今御答弁の通りであるならば、不十分ではあるが、一応は学術会議の意見は聞かれた、こういうことになるようにです。その学術会議の答申ですか、意見ですか、その内容をもう一度はつきり言うていただきたい。

○説明員(本田弘人君) 先ほどの私の述べましたことで、一言補足させていただきますが、運営審議会と申しますのは、会長、副会長、各部の部長、副

部長、幹事、三十一名をもつて構成する総会にかわる公式の機関でございます。そこにかけたので、少数の非公的のものではない、法律に定められた運営審議会であるということを、補足的に申し述べます。

運営審議会から委員会に移しまして、第四十五委員会が数回検討いたしましたのでありますが、学術会議としてのこの際申し述べることは、これは先どもちよつと申しましたように、法案を文字の上で文字通りに読みますと、この学術会議の意見が十分に反映することはできないような、できるかどうか、十分学術会議としてその意見の反映について期待したように、十分満たし得ると思へない。しかしながら、これは学術会議として、実質的にはその機能が、十分学術会議の意見が反映するように強い希望を申し述べまして、そしてその実運用面において調整をはかるように、ほぼ了解を得ております。

○秋山長造君 実質面について、運用の上でというお答えですが、運用ではなしに、やはり制度として、そういう学術会議との関係をどうするということ、これは、制度としてはやはりきちつと法文の上きめておかなければいかぬのではないかと。

大休、今までの政府と学術会議との連絡の窓口というものは、先ほど申しましたように、今度廃止されようとしていた科学技術審議会が窓口になつてゐる。ところが、これは今度廃止されるわけですね。そして、なるほど午前中に大臣がお答えになつたように、この第二条の四号のところに、学術会議への諮問、またその答申、勧告云々とい

う文言を入れてある。入れてあるけれども、これは科学技術行政のうち、特に総合調整の必要があると総理大臣が認めた場合だけなんですね。ところが、政府と学術会議との関係というのは、ただ総合調整の必要があるという、この場合に限らぬわけでしょう。幅広いろいろな問題があるわけですね。幅広いわけですね。そういう面の窓口というのは、一休今後はどこが勤めるのか。こういうことはどこにもなくなつてしまふじゃないですか。そういう点について、学術会議の方はもう少し具体的に、この答申なり意見の申し出といふことはなさらないのかどうか。

○説明員(本田弘人君) 先ほど申しましたように、その点につきましてははつきりと遺憾の意を表したのであります。そして、第二条の第一項第四号だけでは不十分であつて、遺憾の意を述べたのであります。そして従来の科学技術審議会に何かかわるような、そういうような、あるいはその機能を満たし得るような運営の方法を考へてもらいたい、あるいは連絡の方法を考へてもらいたいといふことを、科学技術庁の方にも申し出まして、その点について大休の了解、相互の了解を得た次第であります。御指摘の通り、法文の中にはつきりそのことは出ていないことは、学術会議としても遺憾である、これははつきり述べております。

○政府委員(鈴江康平君) 今の件に關しましては、学術会議の問題につきましましては、会議の方にうたわれております以外には、当庁といひましては、設置法の第七條に規定されておるのでございますが、「日本学術会議へ

の諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に關すること」と、この点の事務に關しましては、科学技術庁の任務といひまして設置法に規定されておるわけでございますので、従ひまして、科学技術会議の方で取り上げられないような問題でありまして、しかも学術会議からのいろいろの御要望がございまして、科学技術庁が責任を持ちまして各省と協議をしまして、その実現に當りたい、というふうに考へておる次第でございます。従ひまして、私どもとしましては、当庁は関係省庁と連絡調整の任務もございまして、私ども集めまして、その実現方につきましまして協議をいたしまして、各省ともにもそれを実行するように努力したいと思へておる次第でございます。

○秋山長造君 第七條ですか、第七條の運用でやつていくのだということですね。そしてその運用については、各省庁の間で設けられる連絡協議会ですか、そこでやるのだということですが、しかし、その連絡協議会の設置要綱を拝見しますと、大学の研究だとか、あるいは原子力関係というものは除くというふうなことになるのであります。そういうこととね、この学術会議はその性質上、大学のこの研究だとか、あるいは原子力関係なんかが中心になるのじゃないかと思ふ。ところが、そういうものについて、権限を持たない各省庁の間で作られる連絡協議会というもので窓口をやつていくということに、どうも食い違ひがあらはれません。

○政府委員(鈴江康平君) ただいまお

話のありました科学技術関係の連絡調整協議会と申しますか、実は私もそういつたいゆる審議会、協議会に類するものとは考えておりませんので、まあ連絡協議会程度のものでございまして、各省庁と、これは各行政機関の関係職員をもって構成いたします打合せでございしますが、そこにおきまして、先ほど申し上げたようなことをいたしたいと思っております。

ただ、この科学技術会議の任務と申しますか、日本学術会議の任務と申しますか、その設置法の第七条の規定にございまして、科学技術庁の企画調整局の任務でございまして、確かにお話のように、原子力の問題、あるいは大学に関する問題につきましては、企画調整局自体としては権限がございせんものですが、そういった原子力の問題にしましては直接原子力局において処理をいたしたい。それから大学に関する問題でございまして、ほかの省庁に関するものでもございすれば、これは直接文部省の方にお申し出願って、そちらの方で処理していただくということになるかと思ひます。

でございまして、もう一度申し上げますと、いわば窓口が三つになるということになるのでございしますが、つまり原子力の問題、それから大学の研究に関する問題、それからその他の科学技術問題ということになるかと存じます。ただ、原子力局と企画調整局とは、同じ正力長官のもとにございしますもので、その間の連絡は十分はかつていきたい。なお、大学の研究に関する問題にありまして、当然文部省の関係職員もわれわれの方の打合せ

に來てもらいますものですから、その間にそのないよう十分打ち合せはいたしたいと思っております。

○秋山長造君 まあ、それにしても、今度の科学技術会議を設ける趣旨は、あちこちに分散しておるのを一本にまとめて強力にやらなければいかぬと、こういうような趣旨で作られたように大臣から拜聴したわけですが、ところが、今度は学術会議との関係になると、科学技術の問題についても窓口が幾つかに分れるというような状態でそのまゝ残ること、それからもう一つは、学術会議に諮問したり、あるいは答申が出たり意見が出たりした場合に、従来はなるほど事務はこれは企画調整局でやられたでしょう。やられたでしょうが、その問題の扱いについては、この科学技術会議という一つの民主的な機関を通じてやられたわけですね。ところが、今度はその面に関する限りは、そういうものは一切通じないで、直ちにあなたの手元で、学術会議に何を諮問すべきか、答申をどう扱うべきか、学術会議から出てきた意見をどうすべきかというところは、あなたのところで、科学技術庁の事務当局がほとんど勝手に処理をされるということになることは間違いないと思うのですが、その点はどうか。

○政府委員(給江康平君) この科学技術会議で扱います問題につきましては、この第二条に規定がございまして、したが、ただ、この規定の読み方といひましても、たとえば総合的政策といひましても、かなり解釈によりまして狭くも感じ、あるいはかなり広い解釈もできるわけだと思ひますが、私どもの方といたしましては、これは学術会

議の方とお話し合ひしておるのでございしますが、この会議でもって扱います問題というのは、学術会議の意見を十分尊重いたしまして、この会議においてはかつていきたい。ただ、法文上どうしてもこれはかけられないというものは、もちろんやむを得ないのでございしますが、できるだけ学術会議の御希望を尊重いたしまして、この科学技術会議によって審議をしていただく。従いまして、残りしました事務的な問題は科学技術庁企画調整局の任務と、あるいは原子力局の任務になるかと存じますが、こういう点に關しましては、事務的の問題でございまして、比較的各省の連絡官との話し合ひによつて処理できるのではないかと、いうふうに考えておるのでございします。

○秋山長造君 局長はそうおっしゃると、この第二条の四号は、これはもう少し何か文章の書き方があるのじやないでしょうか。これだけ見ますと、一方に「総合調整を行う必要があると認めるときは」と云々と、これは非常に限定されているわけですね。何が総合調整が必要かということも問題ですが、非常に限定されているわけですね。それからまた、この科学技術会議の人的構成等を見ましても、これはよほど大筋なものに限定されるんじゃないかと思うので、何か重要な問題というように、大筋として、日本学術会議の諮問事項、あるいは答申なり意見なりの扱いというものは、今度のこの新設の科学技術会議でやつてもらうと、そして事務的なことだけあなたのところでやられるのだという建前な

ら、こういう書き方ではその建前にはびつたり合わないじやないか。これは非常に狭いですよ。しかも、特に総理大臣が必要と認めた場合のみでしょう。だから、常識的には、この日本学術会議に当然かけて、大いに専門学者の間で大衆討論してもらわなければならぬような問題であつても、総理大臣の主観で、学者にそんなことを相談かければ、わいわい言つて結論がなかなか出ないから、さつさとやつてしまおうということならば、それなら諮問事項からははずしてしまえばいい。だから、そこらに非常に学術会議と政府との関係というものが、何というか、今までほとんど民主的あるいは公開的でなくて、これはもうよくよくのことは学術会議にかけるが、大体のことはあなたの手元で、事務当局で適当に処理してしまふ、都合の悪いことは振りつづけてしまふ、こういうことに私はなるおそれが多分にあると思うのですが、その点、いかがですか。

この第二条によりまして、この会議で審議していただけるのではないかと、いうふうな期待しているわけでございます。

なお、総理大臣が必要ありと認めるときはかけるのだ、必要を認めないときはそうしないのだということが、法文上解釈できますけれども、私どもとしては、できるだけ総理大臣がこの会議を利用していただきますように、総理大臣を補佐したいと思つておるわけでございます。

○秋山長造君 あなたの方でそれほど学術会議というものを尊重し、そして学術技術の問題についてのほとんどどの問題を学術会議に、新しい制度になつてもかけるのだ、こういう善意があるならば、これはただそれを運用の上で生かすということだけであつて、運用の上で生かすということだけであつて、局長のあなたがそう思つておられるも、岸総理大臣はどう考えるかわからない。だから、あなたが「総理大臣に、ああしなさい、こうしなさい」と言えるわけのものじやない。だから、当然制度の建前としても、学術会議に大体こういう問題は諮問しなければならぬという義務づけというものが、私はあつてしかるべきだと思ふ。学術会議法の第四条に、「政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。」と書いて、あと四項目ばかりその具体的な事項が書いてありますが、これなんかどうですか。学術会議に諮問することができるといふようなあいまいなことではなしに、諮問しなければならぬとはつきり義務づけたらどうですか。そういうところまであなたの方で徹底しておやりになるなら、

○政府委員(給江康平君) 私どもの運営をいたしましては、今先生がおっしゃいましたとは逆に、できるだけこの会議にかけまして、御討議をお願いいたすつもりでございます。そうして学術会議から報告がございます作も、一省だけに関係のあるというものは、従来の経験からいひましても非常に少いのでございまして、たとえば一つの問題、一つの省に関係ありまして、これが予算の問題になりますと大蔵省との関連が出て参るといふことで、大部分の報告の問題は第二条の総合調整の範囲に入るように考えております。私どもとしましては、そういうことで、ほとんど従来の報告の内容を見ましても、

それからまた、こちらの方の、先ほどの御質問にまたお答えするわけでございますが、総理大臣が必要と認める場合……。そうでない場合はやらない

きっぱりとしたものを表明してもらわなければ困る。

○委員長(藤田進君) 関連ですか。

○松永忠二君 関連して。

技術審議会の審議事項の中で科学技術会議の審議の対象とならない問題については、相互に連絡会議を開くとか、あるいはまた必要に応じて、専門の学

て、今度設けられる科学技術会議に呼ぶわけじゃない。それに呼ぶのは、臨時に出られるというのは関係の國務大臣だけでしよう。學術會議の代表をこ

て、学術会議の意見を十分聞くと同時に、しかし、まあ、いろいろな方面意見を聞かれるわけでしょうから、それから、学術会議の中から何人出され

ということに直ちにならぬと思いが、大体的構想としては、あなたの頭の中にすでにあるのじゃないかと思うのです。その点、この機会にお話しただきたいと思ひます。

○国務大臣(正力松太郎君) 委員の任命については、まだ具体的に考えておりません。これは、この法律ができた上で、具体的に考えたい、こう思っております。

○秋山長造君 まあ、とにかく學術會議の意見は、各方面の意見を聞く中でも特に最優先的に聞きになる、こういうように了解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(正力松太郎君) 最優先的と言われますと、ちよつとまたいろいろ……、大いに尊重いたします。

○秋山長造君 それから、続けまして……、正力国務大臣が原子力委員長を兼ねておられるから、なおさらこれはお尋ねするわけですが、今度の科學技術會議と原子力委員会との關係は一体どういうことになるでしょうか。まあ、今われわれ常識的に考えた場合、こういう科學技術會議というふうなものが設けられれば、これは原子力問題というものが、もうその中でも非常に大きな比重を占めると思ふ、常識的に。その場合に、原子力の問題については、これはもう法律に書いてある通り、その研究、開発、利用、すべての事項については、これは原子力委員会が最高のこれは決定機関ですね。そうして、その決定は、これは総理大臣が尊重しなければならぬという尊重の義務まで法律で負わしてあるわけですね。ところが、この科學技術會議の方でも、やはりその答申は総理大臣は尊重しなけ

ればならぬ、こうなつておる。科學技術會議と原子力委員会とがどういう關係に立つのか。それから、また、どうも尊重しなければならぬという義務を、総理大臣は一人で背負つておるわけですが、一体、両方の決定が違つた場合にどういうことになるのか。まあ、それらの点も含めて御答弁願ひたい。

○国務大臣(正力松太郎君) 原子力委員会は、とにかく原子力固有の問題については、原子力委員会の意見をむしろ尊重します。ただ、ほかの省との綜合調整のような場合、そういうときには科學技術會議に行く、こういうことであります。

○秋山長造君 綜合調整とおっしゃるけれども、それは原子力委員会がそもそも、原子力問題については、これはもうこの委員会で綜合調整をやつていく。各省庁の間を綜合調整して、原子力委員会がやつていく、そういうことのために原子力委員会というものは設けられた。それから、この原子力そのものは、これは原子力委員会である。けれども、原子力をどうするかというふうな政策的な問題は、この科學技術會議でやるというふうな御答弁のようになつたのですが、これもこの原子力委員会の設置法を読みますと、そういうことじゃないので、およそ日本の国における原子力問題はすべて原子力委員会で総合的にやつていく、企画立案まですべてやつていく、こういうことになつておる。また、あの当時あなたからもそういう御説明があつた。だから、今の何か原子力委員会というものは、文部省とか防衛庁とかいふようなものと肩を並べた、きわめて

狭い権限しか持つていないような御説明ですけれども、そうじゃないでしよう。原子力委員会というものは綜合調整、原子力問題についての綜合調整という目的で設けられたものです。だから、その綜合調整で設けられたもののほかに、また綜合調整機關が別にできるといふことになる、原子力委員会との、どう言いますか、権限なり何なりの關係というものが、きわめてごつちやになつておるのです……。

○政府委員(鈴江康平君) 原子力委員会との問題に關しましては、大臣が申し上げた通りでございますが、原子力の固有の問題に關しては、原子力委員会の意見を尊重することは当然のことでございます。ただ、原子力の問題にいたしましては、他の各般の別の分野の科學技術、それとの關係が非常にあるものでございまして、その原子力と他の科學技術との間の振興について、たとえば調整を要するというふうな問題が起るわけでございますので、そういうふうな問題は原子力委員会自体の審議事項でございまして、そういうふうな場合が起りましたやうなときには、この科學技術會議が調整を行つ、こういうことになつております。

○秋山長造君 その点は、この原子力委員設置法の第四條には、原子力委員会が「關係行政機關の長に勸告すること」ができる」という勸告権を持つておる。それからさらに、第五條には「關係行政機關の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力」を求むることができると、こういうふうな規定によつて十分これは救われ

とがあらうか。これで、こういう条文があつて、こういう権限が与えられておるのかかわらず、なおかつ、それで手が届かない、だから、科學技術會議でやつてもらわなければどうして解決しない問題がありますか。あれば、具体的にあげてみて下さい。

○政府委員(鈴江康平君) 今後の問題でございまして、今具体例があるわけではございませんが、想像されますことを、まあ私も考えております一例を申し上げてみますと、たとえば原子力關係におきまして、原子力の今後の發展におきまして、たとえば大電力の研究というものが別に必要である。たとえば核融合のやうな問題になりまして、非常に大きな電力に關する研究がございまして、それから、これは原子力委員会の方からいいますと、そういう技術が大いに發展させたいという御希望があると思ひますが、原子力委員会としてはその大電力を發生するやうな研究の問題、これは原子力と直接の關係はございせん。間接にはございせんけれども、直接の關係のないやうな技術を、一方において大いに促進してもらいたいという御希望がございました場合に、そういうた施策を原子力委員会が直接調整し、意見を出すというのには適當でないであらう、むしろそういうふうな問題は、原子力委員会の意見を十分しんしゃくいたしまして、その上に立ちまして、原子力委員会の要望も十分考え、さらにまた、電力關係の研究の問題と取り組み、全体の關係の調整をこでやつていかなければならぬというやうなことが起るのではなからうかというのを想像いたしておるのであります。

○秋山長造君 そういう問題こそ、經濟企画庁なり、あるいは科學技術庁がやればよいことで、そういうことをやるために經濟企画庁なり科學技術庁というものが設置されておるのですからね。だから、くどいようでありますけれども、次から次に必要だといつては設けて、設けておいては、同じものを設けた理由をまた使つて新しいものを設けて、その次にまた新しいものを設けていく。こんなことをやるようでは、機構の簡素化もくそもない。全くやつておることは逆です。

それから、その次は、結局、今までの大臣なり、局長なりの話を聞いて参りまして、まあ結論は私は大体二つくらいになると思ふ。それで、その一つは、やはりこういうものを作つて、要するに、それを隠れみのにして、そして科學技術庁の予算をよけいに取らうというのがねらいの一つ。それからもう一つは、今までの原子力委員会で、科學技術庁でも、すべて大學の研究ということには手が届かなかつた。それを今度のこれを作ることによつて、これまで擱つてしまつた。こういう私は二つのねらいだとおぼし想像するのです。

第一の、予算を取つてということですが、これは予算をお取りになるのは、幾らでもお取りになつたらいいと思ふのですが、しかし、ここに文部大臣もおられますけれども、政府の統一した方針として、科學技術の振興、特にその前提として科學技術教育の振興、こういう問題を昨年来大きく取り上げられてきたにもかかわらず、今度の閣議でも何回も確認されてきたこの方針が、今度の三十三年度の予算にはほと

んど生かされてない。これは言い過ぎかもしれないけれども、ほとんど生かされてない。文部大臣はだいぶ努力をされたというのをすいぶんおっしゃっておられるけれども、努力をされた点は私も多しとしますけれども、結論的には、正力国務大臣の方がうんとよいに取っている、科学技術の予算は……。

たとえば、ここに具体的な資料がある。今度東京大学の理工学研究を、科学技術教育振興の波に乗って、航空研究所に切りかえたわけです。ところが、東大の航空研究所の予算は、研究所の定員は二百七十七人で、ところが、予算は一億五千二百万円。ところが、正力さんのやっておられる航空技術研究所の方の人数は、うんと少いのです。人数は、東大の航空研究所の二百七十七人に較べまして、百十四人、約半分です。そうして予算は十一億二千五百六十二万円取っておられる。十倍取っておられるんですよ。それで人員は半分、予算は十倍取っておられるが、東大の航空研究所はあなたの方の十分の一で、予算が。そうして人員は倍いるんですよ。こんなことで、大学の研究といったところで、かけ声ばかり幾らかけて、むちを当てても、これではもう実績の上るはずがないんですよ。

それからまた、大学の研究費でもそうですよ。科学技術関係の科学技術費というのは相当、何十億という予算が確保されておりますが、一番肝心な大学の研究費なんかというのは、実験講座、つまり科学技術関係の実験講座について、一割六分四厘、わずかに研究費がふえておるわけなんです。それ

から文科系の非実験講座については、わずかに二分、二%ふえているだけなんです。二%というものは、今の物価の動きとにらみ合せて考えた場合に、ちつともふえたことになっておるぬ。

科学技術教育面の一歩基礎的な研究の面で、こういうような、きわめてこれは冷淡なことをやっておって、そうして科学技術の長官の立場において、まずその方に予算を一手に集中して、どうというねらいは、私はあまりにも横暴だと思ふんです。これです、もう文部省なんかの立つ瀬はないですよ、実際。文部大臣と、正力国務大臣と、私はこのお二人の率直な感想を聞いてみたいと思ふ。

○国務大臣(正力松太郎君) たいまのお話を聞かして、私も実は大学の研究費が足りぬと思っております。科学技術の振興をするについては、どうしても、少くとも大学の研究費はふやさなくちゃならぬと思ふます。これについては、文部大臣はうん骨を折っております。それこそ、私はこの科学技術会議においてやりたい。だから、私は科学技術の振興というものは、単に科学技術の問題ではないから、文部省とほんとうに提携してやらなくちゃならぬ。そうしてまた、予算もうんとほしいと思ふます。決して私どもは自分の、科学技術の予算をとるために、そんなけちな考えは持っておりません。国家的に考えております。それはほんとうです。

○政府委員(鈴江康平君) たいま航空技術研究所のことに關しましてお話がございましたので、一言御説明申し上げます。航空技術

研究につきましては、これは非常な多額の経費を要する施設を必要といたします。たとえば超音速風洞というようなものをとりましても、一つの施設に約二十億程度のものがかるわけでありま。こういつたような研究施設は、国として、そうたくさん持つ必要は現在のところございません。しかしながら、また大いに必要といたします。それは今、御指摘がありましたような大学関係の研究としても必要でございますし、あるいは通産省、あるいは運輸省、あるいは防衛庁等におきまして、それぞれそういった研究施設を必要とした次第でございます。従いまして、当庁といたしまして、もう一つの調整の観点から、各省が別々に持つよりは、国家的に一つのものにしまして、りっぱな施設を作つて、それを各省の共有にする、その方が国としては好ましい方針であるというところで、この航空技術研究所を設けたいと思ふますので、従いまして、当庁の航空技術研究所は、どういたし

ましても予算的に非常に大きいものでございまして、しかし、これは単に当庁の研究が使うだけではないから、各省庁あるいは大学において御利用のものが建前でございます。それから、なお、人員が少いというお話でございますが、もちろんそうでありまして、ただいまは研究途上でございます。これは六カ年計画によるのでございまして、目下は施設に重点を置いておりますので、研究者は少ないという状況でございます。

○国務大臣(松永東君) 御指摘になりました文部省の予算は、思い通りの予算をもちょうときがでないで、まことに

に残念に存じておりますけれども、しかし、三十三年度の予算として盛られたものは、これは経費費なんです。でありますから、設備や何かはすでに、古いとはいひながら、できておるやつを利用して、さらにまたこれを改善していく必要もあるものでありますけれども、それは三十三年度には思い通り、要求するだけの間合はなかつた、こういうのが現実の姿であります。しかし、今科学技術庁からもお話しになりました通り、その設備を学徒が研究のために利用することができるといふことは、私もやはり一の望みを持つてさしつかえないのじゃないかというふうに考えております。

○秋山長造君 もう私もやめますが、最後に御尋ねしたいことは、けさほど今度の科学技術会議を作られる理由を御説明になったときに、やはり今のままでは大学の研究を振ることができぬから、今度の会議でそれを振るのだというお話があったのです。で、この問題は、これはもう予算問題よりも何よりも、一番重大な問題だと思ふのですが、原子力委員会でも、原子力行政の中で、ただ大学における教授、研究の面だけは除くのだというのを、法律の条文の中にもたし書きがついておるわけなんです。ところが、そういう線からさらに飛躍をして、そうして今度はもう大学の自由もくそもないのだという形になってくると思ふのです。これは今はならぬ、そうはせぬとおっしゃる、する、せぬといふのは、これは個人の心がまえの問題ですから、だから、しようということになれば、いつでもできるということになってくるのですが、この問題につ

いて一体文部大臣はどういうようにお考えになって賛成なさっておるか、また当事者の正力国務大臣はどういうようにお考えになっておるか、お尋ねします。

○国務大臣(松永東君) 御指摘になりました大学の学術研究の制度とか内容とかは、これは御承知の通り、教育基本法でもう独立しております。従つて、これは自主性を持っておりまして、やはりそれが大学にまかせて研究してもらふよりほか手はございませぬ。従つて、大学の研究を振るとか何とか、まあ振るといふ言葉は解釈にもよりましようが、そういうことはこれはできるはずがないのです。ただ、研究は、学術的研究の見地に立つては、研究は大学の自由な創意にまかせなければいけない。従つて、これはもう申すまでもなく大学としては自由な立場においてその内容、その研究、それは大学が自立して自主的にやっていく、こういうことでございまして、これは今の科学技術会議あたりができました、それは別段何も大学の内容、大学の研究を左右する力は持たぬというふうに私は考えております。

○国務大臣(正力松太郎君) 先ほど私も、決して大学の研究を振るとか、そういう大それた考えは持っておりません。言うまでもなく、大学の研究も自由です。これはもうさつき文部大臣が言う通り、ちゃんと法律にきまつておる。これを侵すものではないから、ただ、研究費であるとか、あるいはそういうことについて、文部大臣とよく相談をしたい、こう思うだけでありまして、自由の問題は全然触れておりません。

○秋山長造君 文部大臣も正力國務大臣も、そういうつもりはないとおっしゃるけれども、私が言っておる点は、あなた方が個人的にどう思われるということじゃないに、こういう制度の、この法律の条文のままで保証はないのです。ちっとも優さないという保証はないのです。それで、大学の研究費等の問題について文部大臣とよく相談したいということなら、閣議で相談なさってもいいし、個人的に相談なさってもいいわけです。そういうことのために、わざわざこういう大がかりなものを設けられるという理由は、なかなか了解ができない。

それから、第一、正力さんがやっておられる原子力委員会にしても、なるほどあなたの原子力委員会では、大学の研究にまでは絶対に立ち入らないというところは法律にちゃんと書いてある。ところが、今度できるこの科学技術会議というのは、原子力委員会よりもっとレベルの高い機関ですから、だから、あなたの方では大学の方はこれはもう別だと、こういうことになっておつても、今後できるものは大学でも全部包括するのだということになれば、原子力の問題についても、これはもうこの原子力委員会法でいけない場合は、今度の科学技術会議の法律でいけば幾らも手が伸びるじゃないか、こうなってくるので、こういう大学を除外した条文などというものは、有名無実になつてはしないですか。その点はどうですか。

○國務大臣(正力松太郎君) 決して有名無実にはなりません。その御心配は要りません。

○秋山長造君 その心配の要らないという保証を、制度の上に、法律の条文の上にはつきりさせて下されば、私はこんなことを聞く必要はない。何も保証はないじゃないですか。

○國務大臣(松永東君) 秋山さん、何です、今法律を開いて見たが、文部大臣もこれを指示したんじゃないかする権限はない。それは文部省設置法第五条の十八に「大学、研究機関その他の教育、学術又は文化に関する機関に対し、その運営に關して指導と助言を与える」と、文部大臣は指導と助言を与える。指示ではない。さらに、二十三条には、「大学及び研究機関の研究活動に關して連絡し、及び援助する」と。こういうふうに、文部大臣自体においても、大学に対しては指示権は持っておられない。大学は、自由な研究、その大学の内容については、自主権を持っておる、こういうふうにお認めなさつて誤まりないと思ひます。私はそういうふうなことを考へております。

○政府委員(鈴木康平君) ただいま文部大臣のお話の通りでありまして、この科学技術会議の審議いたしますことは、関係行政機関の施策の総合調整であつて、従つて、大学の研究が入るといたしまして、大学の研究自体を問題にするのではなくて、大学の研究のいわゆる行政機関の施策、つまり文部省の行政に關する総合調整を行うというのであります。つまり、ほかの省との関係に關して総合調整をやる場合がございますれば、この會議で審議していただく。

今お話がありましたような、そういったようなことは、あえてこういった會議でなくてもいいのじゃないかという御意見がありますが、私も従

来科学技術庁において、研究の振興のために、やはり研究者の給与、待遇というものは非常に大きな問題であらうということで、実はこれに關して各省といふ相談して、どういふ給与と待遇をとるべきかということ協議しておるわけがございます。しかしながら、そういった審議をいたします際に、やはり国の研究といふことから考へると、大学の研究者といふのは非常に大きな分野であるので、そういった方々の給与のバランスも考へながらやつていく必要がある。そういうことになると、当然文部省の行なつておる大学関係の給与の問題、それと一緒に調整を行ひながら、施策を進めていくということが適當ではないだろうか。

従つて、この會議においては、おそれるような問題も一つの大きな問題として審議するべきではないだろうかというふうなことを考へておる次第であります。

○秋山長造君 給与、待遇というものが、大学関係については中心になつてくるというお話ですが、こういう問題こそ、これは文部省が文部省の責任においてやられることであつて、そういうことのためにこの科学技術會議といふようなものを設けるのも、これはまことにおかしいものだと思う。そんなことを言うならば、各省の関係の職員給与なり待遇なりを再検討し改善するために、みなそれぞれものを、何とか會議、かんとか會議といふものを設けなければいかぬということになつてくる。もし科学技術の振興といふことを前提として、研究者の給与、待遇といふようなことにもっと力を入れなければいかぬ、またそれを入

れようという熱意があるならば、これはもうすでにできておらなければならぬと思ひます。これはもう研究費は少い。海賊版なんかといふものが今非常に問題になつておりますが、海賊版なんかが行するもの、その点なんです。今日までのこの歴代の政府、特にこの文部省なんかの責任も、私は半分あると思ひます。

大学の研究者の給与なり待遇なりといふものは、昔に比べて非常に悪いのです。これはもう、参考のために申し上げますが、明治三十年の当時の大学教授の俸給といふものを、今の物価で換算いたしますと、最低七万円、月です。それから、最高は十六万円になるのです。ところが、現状は最低三万円から最高六万円です。だから、明治三十年当時と今と比べると、非常に研究者、大学教授なんかの待遇は悪いといふことは、はつきりしているのです。それから昭和六年当時を換算いたしますと、最低六万一千二百円、最高二十一万一千五百円になるのです。大学教授の俸給が、さつきも言いましたように、現在三万円から六万円の間に上下しておる。だから、こういう面からまずこれは改めてからなければ、幾らこの何です、上の方だけでこの會議を何人かで作つて、そして号令をかけるなどといったら、科学技術といふものは全く立ち止まってしまうと思ひます。そういう点についても少し誠意があるならば、何もこういう會議を作らなくてもかぬという問題じゃない。文部大臣の方は、これはもう繰り返して繰り返してそういう点を強調されて、閣議の中でも審議されておるはずなんです。正力國務大臣は、そう

いう面について、これは今後會議を作つたらやるといふのじゃないのです。過去においてすでに科学技術の長官として、そういう面に対して強力な御協力ができたのかどうか。

○國務大臣(正力松太郎君) 私は、この前科学技術庁長官になつたときも、文部大臣によく話しました。それは、どうしても科学技術者は養成しなければならぬ。養成するについては待遇の改善だといふお話を、私はこれは科学技術庁長官としてよりも、むしろ國務大臣としてしたのであります。今度科学技術會議を作るのも、そういうような点に重みをつけなければならぬ。文部大臣だけではいかぬので、この會議できた方がそれを進める上においていい、こう考へております。

○大和与一君 関連して。文部大臣にお尋ねしますが、先ほどお話しがあつた指導助言といふことですね、これはもちろん強制力がないわけですが。それなのに、文部省が通達とか指針なんかを出す、そういう場合に、非常にうまくいく場合とよくいかぬ場合がある。だから、指導助言といふのはその名の通りであつて、相手方がそれを聞かなくても、実行しなくても、別に差しつかえないのだ、こういうふうな理解しておりますが、よろしうございますか。

○國務大臣(松永東君) お説の通りであります。

○秋山長造君 先ほど、今の文部大臣のお話で、大学の自治といふものは文部省設置法でも保障されているのだという御説明があつたのですが、正力國務大臣にお尋ねしますが、この提案説明の中にも「大学における学問研究

をも含めた総合的な調整を行う、こういう文言がある。この総合調整ということはあくまでも、予算がどうか、給与がどうかということ、文部大臣を通じてやることにどまるのかどうかということ。それから、もう一つは、もしこの科学技術会議の行い総合調整なるものと、大学の自治なり、研究の自由、自主性というものが、抵触した場合、これはこの科学技術会議の総合調整の機能というものはそこでもうストップするのだから。その二点をばっちりお答え願います。

○国務大臣(正力松太郎君) いずれにいたしましても、大学の研究の自由には干渉できません。またしめせず、でもしませんが、従って、科学技術会議ではそういうことはやりません。

○委員長(藤田進君) 私から補足いたしますが、実際に実施する場合には文部大臣を通じて行おうのかどうか。

○国務大臣(正力松太郎君) もちろん、文部大臣を通じて。

○秋山長造君 抵触した場合はどうですか。文部大臣を通じてやるのだということはわかりました。しかし、それにしても、この科学技術会議の行いこの総合調整の機能、大学の学問研究を含めての総合調整をやるということを言っている、説明にあるのですが、だから、この総合調整をやる機能と、そして大学の自治なり研究の自由というものが、これは抵触しないとは限らない。抵触する面が出てくると思う。その場合には、あなたの方の調整作用というものは完全にストップをするのかどうか。

○国務大臣(正力松太郎君) 私は当然そうあるべきものと思っております。

○高田なほ子君 今の秋山さんの御質問の中で、正力国務大臣は、研究の自由は束縛しないということを言明しておられる。しかし、やはり文部省自体も今度の科学技術に對しては、特に生産技術面の指導者を養成することに大へん主力を置いておられる。生産技術面の指導者を養成すること、科学の研究ということは、私は別個に考えていかなければならないものだと考えておるわけですが、若干の関連はあるにしても、中級階級の生産技術面の指導者をどんどん育成していくということ、と、学問の研究ということ、若干本質的に似て非なるものがあると思う。今回のこの法案に基く科学技術会議の中では、今の御説明によりますと、研究費の面についていろいろ調整をされるということになっておるようでありますが、こうなると参りますと、時代の産業界の要請に基いて技術者を養成するということになって参りますと、この会議でもって調整される予算面というものは、おおむね産業界の要請に基く研究費の調整ということになってしまつて、言うところの科学の純粋な研究という面には、予算の調整というものがどうも及ばないような気がするわけですが、こうなると参りますと、学問の内容そのものには何ら影響がない、大学の自治は認めるといふけれども、研究費の面で産業界の要請に基くところの大幅に研究費は減し、その他のものはストップしていくということになったら、当然これは大学の研究の自由を束縛することに結果としてなってくる。でありますから、秋山委員がこの点を執拗に御質問になったのは、予算の面から大学の研究の自由と

いうものを束縛する危険が、この会議をこしらえたことによつて起つてくるのではないかと。こういうことになつて参りますれば、あらためて予算の面で調整をするということ、即ち学問研究を予算の面から縛つていく危険性があるわけで、この点についてどういふふうな一体調整なさるか。私は非常に重要な問題ではないかと思ひます。

国務大臣は東大の理工学科の教室などを御視察になつたことがあるかどうか、私に言わせれば、これは鳥小屋みたいなものです。放射能を遮蔽するような鉛の板なんか買えないで、それでちよん切れた、そこから拾つてきたような鉛板を使つておたり、明治何年かの正倉院の古物のような顕微鏡が使われておたり、また非常に冷たい、何ですか私は科学的なことにはわかりませんが、非常に低温にした液体窒素なども買つて東北大学にもらい、魔法びんを持って東北大学にもらい、いくといふような、そういうような研究が今の大学の研究の実態なんです。なぜそういうところに予算の調整がされないのか。これでは学問の研究も、学問の自由というものは、私はあり得ないと思ひます。おそらく、国務大臣がお考えになつておられる研究費の調整というものは、真の科学の研究、学問の真の自由を目的としたものではなくて、産業界の要請に基く予算の調整というふうな、どうも私はとれてならない。この危険性がある。この法律の中で、私の言の危機を押える条文というのはどこにあるのか、御説明をお願いしたい。

○国務大臣(正力松太郎君) 文部大臣からお話があると思うのでございますが、産業界の要請によつてその調整をするというふうなことはいたしません。どうしても学問の自由です。

実は、今研究室の話が出ましたが、私もこの間見に行つて驚きました。こういう研究室ですつといる。これは私ばかりでなく、文部大臣もよく感じておられるのでございませうから、あれをどうしても直さなければならぬ。こういうことを考えても、私は科学技術会議というものは必要だと思つております。

○秋山長造君 今の高田委員の御質問は、全く私も同じ懸念を持つのですが、私は、高田委員さらに御質問があると思ひますが、私さっきの結論をつけてもらいたいと思ひますが、もう一度重ねて御質問したいと思ひますが、今度のこの科学技術会議設置法において、大学の自治、あるいは研究の自由というものを對しては、直接間接たるとを問わず、一切容喙しない、こういうことをはっきりと言明していただきたいと思ひます。直接間接たるとを問わず……。

○国務大臣(正力松太郎君) いずれ文部大臣からも話があると思ひますが、それは今度の科学技術会議では、もちろん容喙いたしません。学問の自由、学問の研究の自由ということは、これは國家の大原則です。これは容喙いたしません。

○湯山勇君 この法律によりまして、議長である総理大臣については、事故あるときの代理が規定してあります。この議員である文部、大蔵、経済企画庁及び科学技術庁長官については、代

理の規定がありません。そこで、これは代理が認められるのか、認められないのか、これが一点、それからこの四人の大臣も果して会議のたびにそろつかそろわぬか。本日も、私は経済企画庁長官も大蔵大臣も御出席願うように要求しておたのですけれども、ごらん通り、御熱心な正力国務大臣と松永文部大臣だけは御出席になりましたが、ほかの大臣は御出席ありません。そうすると、こういう大事なときに、だれとすれば、この四人の大臣そろつて会議をするということは、まず閣議のときとか何とかでなければ不可能ではないか。代理々々で出てきたのでは、今大臣がおつしやつたような効果がちつとも出てこない、こういうことになりまして、その辺非常に心配なものですから、一つその点をお聞きしておきたいのと、

それから、今のようなら果して、こういう言い方は失礼ですけれども、正力国務大臣及び文部大臣は科学技術については非常に御造詣が深いと思ひますが、果してそういう問題を他の大臣が、どなたがなられるかわかりませんが、けれども、真剣に考えられるかどうかです。結局、大蔵大臣も出てこない、経済企画庁長官も出てこない。こういうことでは、この会議自身何が何かわからないということになると思ひますので、その点だけ一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(正力松太郎君) 大臣の代理は認めないことになっております。そうして、この会議においては科学技術庁長官と文部大臣二人だろつとまで言われますが、私はそんなことはない

と思います。出るものと思っております。

○国務大臣(松永東君) 先ほど来私に残された御質問がありましたので、これに對してお答えいたします。

先ほど来、秋山委員並びに高田委員から、私の所管に属する、すなわち文部省所管に属するいろいろな學術研究についての御熱心な御主張、全く感謝にたえません。しかし、この學問の自由は、研究の自由は、これはもう憲法の上からも、その他の法律の上からもはつきりしております。これは他の方から、あるいは研究を干渉したり、自主性を阻害したりするようなことは、断じてあってはいけませんし、またさせません。しかし、いろいろ御心配下さる点は、先ほど御指摘になりました通り、大学の教授その他の人々の研究室あたりはいかに貧弱であり、仰せの通りであります。これにつきましては、今後自主的な研究を助長するように、一生懸命一つそうした面においても努力して参りたいと考えております次第であります。

○高田なほ子君 文部大臣のおっしゃることはわかるのですが、しかし、私たちは、かつて戦争で非常に苦い経験を重ねてきて、戦争の遂行のためにフランスにならない部面と學問というものは、従来懸念されてきたと思う。そしてまた、それがだんだん過ぎて、學者等に対する弾圧が伸びてきたと思う。今回文部大臣は、科學技術の振興のために、こうした會議の中に文部大臣の大きな発言の場を求められるようであり、その気持はわかるとしても、国全体が、こうした中央の統制機關が拡大するような形にいくと、予算

の面から非常な制肘を受けてくる場合があり得るのです。これは非常に私は危険な道ではないかというふうに考えられるのです。で、私はぜひ文部大臣にがんばってもらいたいことは、將來きつと研究の自由、こういうものが予算の面からぐんぐんと押されてくる場合がなきにしもあらずなんです。どうか一つ、あなたの御主張が、將來この法案がかりに通りました場合でも、學問の自由のために、研究の自由のために、文部大臣が先頭に立って一つがんばっていただかなければならないというふうに私は強く考えます。この法案の中には學問の研究、研究の自由、學問の自由、これを保障するという一項は何にも入っていないのです。むしろ學問の自由、研究の自由に拘束を与えるような方向に行く法案でありますから、先ほどの、この条文の中のどこに學問の自由、研究の自由を保障するところがあるかということについて、正力国務大臣から御答弁がありませんでしたから、なおさらに、私は文部大臣の特段の御奮発を要するわけであり、そういう危険は感じになります。

○国務大臣(松永東君) 御指摘になりました通り、この科學技術會議設置法案の中には、學問の自由と研究の自由を確保するという規定はありません。これはもう規定がなくとも、自明の理でございます。それは憲法上、教育基本法、すべての法律を通じて、はつきりしておる。でありますから……。ただ、しかし、御懸念下さることはまことにあります。私は、今も仰せになりました學問の自由、研究の自由は、あくまでもこ

れは死守せんけりやならぬというふうな考えをしております。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、本案につきましては一応この程度にとどめます。

○委員長(藤田進君) 次に、青少年問題協議會設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、本案の内容について説明を求めます。

○政府委員(吉田信邦君) それでは、青少年問題協議會設置法の一部を改正する法律案につきまして、概要を申し述べたいと存じます。

御承知のように、青少年問題につきましては、第五回の國會における衆議院の青少年犯罪防止に関する決議、及び參議院の青少年の不良化防止に関する決議を初めいたしまして、國會においてもいろいろ御議論いたされてきました結果、政府内部にこの青少年問題についての協議會を設置することとなりまして、以來總理府におきましてこの協議會を運営して参つた次第でございます。

そうしてこの青少年問題協議會は、普通の審議會と若干異なります。普通の審議會におきましては、大體政府の諮問に應じて調査、審議し、必要に応じて建議をするというような内容になっておりますが、この協議會は、その名前の示すように、単に調査、審議するばかりでなく、各省の仕事の連絡、調整をはかるという性質を与えられていたのでございます。と申しますのは、結局、青少年問題は非常に範圍が広く、いやしくも青少年に関する教育上あるいは社会上のあらゆる問題を含んでおります。従いまして、それに関連いたします官庁も非常に多岐にわたっております。まず文部省の社会教育、あるいはさらにスポーツとかというような面も関係して参りますし、また厚生省の児童福祉、さらに社会福祉事業という問題も関連して参ります。また、労働省の婦人少年局関係の年少労働者の労働条件、あるいは保護、職業指導という問題もございまして、法務省における矯正関係の少年院その他の特殊な問題もございまして、さらに保護観察、さらに警察関係の少年の輔導、犯罪の取締り、まあこのほか農業関係については、農林省で農村青少年の問題がございまして、農村建設青年隊というようなものを作っているような面もございまして、建設関係におきましては、建設省で産業開発青年隊というようなものも設けています。まあ、そのほか各省にわたります問題が非常に多く、しかも、それらがそこに互にに関連しているというのが、この青少年問題の性質でございます。まあそういうわけで、この協議會は連絡、調整ということを含めて、これはむしろそういう意味では、單なる政府の諮問機關という以上の働きをしてきたわけでございます。

そこで、この協議會の職務を担当する部局をいたしまして、現在總理大臣官房においてこれを行うということ、内閣の審議室で行なつた次第でございます。しかしながら、御承知のように、内閣の審議室は總理府関係あるいは内閣関係のいろいろな審議会の職務をいたしておられて、そういう関係で、必ずしもこの問題にばかり集中することができないというよう

な関係もございまして、ことにこの青少年の問題は、現在の段階において特に力を入れ、そうして長い目で、広い、いろいろな問題を総合して、対策をいろいろ立てていかなきゃならないという切実な事情にございまして、そして当初は青少年の非行防止という、もっぱら悪い者を是正するという消極的な面で働いて参つたのでございしますが、そういういた非行防止という面から、さらに積極的に青少年の健全な育成、指導というような方面につきましても、この協議會がだんだん活用されてくるようになりまして、今日、從來のような機構の中で職務を行うということは、どうも隔靴搔痒の感があります。

まあそういう点からして、今回この設置法を改正いたしまして、この職務をつかさどるために、總理府の中に事務局を特別に設けるということにしたいと考へた次第でございます。

で、これと同様なものは、現在社会保障制度審議會の事務局として、やはり總理府の審議室の中で独立した事務局を設けておりますが、今回もしこの法案が成立いたしますとすれば、それと同様に、社会保障制度の事務局と同様な形において、總理府内の一つの事務局として成立することに相なることかと考へておる次第でございます。

以上、本案を提案いたしました理由の概略を申し上げた次第でございます。

○委員長(藤田進君) それでは、これより質疑に入ります。

ただいま出席の國務大臣、政府委員は次の通りであります。文部省は松永文部大臣、福田社会教育局長、法務省

にまたがつておる。さつき正力国務大臣は、各省のセクションナリズムを御答弁の中で指摘されております。予算に伴う行政措置、行政措置に予算が伴う場合、これは悪意とか好意でなくとも、自分の所属する省の行政を円滑ならしめるためには、どうしても必然的に予算というものを伴ってくるわけでありませう。予算の争奪戦というものはなきにしもあらず、こういうような予算の面からくるところの調整ですが、こういうような問題については今日までどういふような事態を考慮して調整をしてこられたか、今後この調整をどういふような方針で行なっていくものか、今までのことと、今後のこの調整という問題について、具体的に一つ答弁していただきたい。

〔委員長退席、内閣委員会理事永岡光治君着席〕

○政府委員吉田信邦君 この青少年問題関係では、従来予算の争奪戦というものが、この協議会で直面したことには実はないのでございます。ただ、個々の施策をする場合に、たとえば急に起った問題で、さしあたり予備費が必要とか、あるいは予算を少し流用しなければならぬというような問題は、それぞれの場合において起っておりますが、それにつきましては、大体この協議会においてこういう必要があるというところであれば、大蔵次官を始め関係事務次官も出ておられますので、それらの必要性というものを認識された範囲内において、その当該省の間でもって適切に措置がされてきておったような感じがいたします。従いまして、今後の問題につきましては、この問題に関しましては予算の奪い合いと

いうことは実は予定しておらないのでございます。というところ、あまりにも理想的に、そんなことが出来るのかという御懸念もあるかと存じますが、まあ、事の性質上、異常に多額の、何と申しますか、事業費なんかを要する性質のものが別に特にあるわけではなし、また、予算を通じて何らかの統制をしていかなきゃならぬとか、あるいは調整をしていかなきゃならぬというようなことも、今までのところはなかったもので、まあそういうような点では、実はあまり懸念をしてこなかった次第でございます。

○高田なほ子君 今日までは予算の調整する必要がなかった。たいへんけっこうなことですね。まあ、しかし、ひっくり返して言えば、予算を調整する必要があるほど熱がなかったとも言い得る。そこで、お伺いしたいことは――農林省からどなたかお見えになっておりますか。

○委員長代理（永岡光治君） 本名農林政務次官が来ております。

○高田なほ子君 ああ、そうですか。じゃ、政務次官にお尋ねしますが、農林関係の中で、特に青少年の対策費というのではありませんが、いろいろな名目でもって予算が取られているようにです。農村建設青年隊補助、農村建設青年隊中央隊、農村青年実践活動促進費の補助、農村青年海外派遣費補助、農業講習費補助、こういうふうになくさんの項目に分れて、それぞれの予算が別個に計上されております。これは、農林省の一括した関係の中でありますから、問題はないと思うわけですが、お尋ねしたいことは、わが国の食糧政策あるいは農業政策、そ

ういふものと関連して、農村の二三男に健康な職場と教育を与えようといううな意味合いから、それぞれのものが組まれているように拝見するのですが、問題はわが国の基本的な農業対策、そうした国策の中にこの青年をどういふふうにかかすかというところについては、相当基本的な御方針というものが打ち立てられているのではないだろうか。そういうこととするならば、今後農林省としては、この農林関係の二、三男対策、そしてわが国の農業開発のために、おそらく政府の方針としても拡大方針をとっているのではないかとと思われる。この際、農林省の関係のこうした青年関係のいろいろな費目についての大まかな御説明と、今後これをどういふふうな計画でもっていくつもりなのか、わが国の農業開発とどういふような関係に基いてこれが計画されているのか、これを御説明願いたい。

○政府委員（本名武君） お答えいたします。御指摘の通り、わが国の農業生産の、特に食糧自給度の向上の上から、農林政策が非常に大切であると同時に、農山漁村に占めることのある青年指導もまた大切なことであることは、御指摘の通りであります。そこで、ただいまお話しのように、農林省内にございまして、いろいろこれが対策費として数項目にわたって予算を計上いたして運営いたしておるわけでございますが、この運営につきましても、青少年問題協議会と密接な連絡をとりまして、今日実施をいたしておるわけでございます。

全国の市町村に二百三十の班を設けまして、その班員が約一万一千五百名でございますが、これが今後わが国の農政の上に基幹となるべきいろいろな研修を積み重ねていきたい、このようにしてこの青年班が活躍をいたしているわけでございます。一体、日本の農業の一番大切な問題は、何と申しまして、生産の基盤がはつきりと確立することでありませう。今日まで、ややもすると、これがおろそかになりがちでございまして、経済的な観念が先走りまして、基本的な問題を忘れがちであつた。特に、青年諸君がこの点に関心をもち、しかも実践に移していくことが、日本の農政の上に必要であるといふので、この実践活動班を活用いたしまして、まず第一に、生産基盤の中心になりまして、その土地の利用につきましても、十分な調査をいたすというこ

とをこの活動班にゆだねているわけでございます。その調査の研修を重ねると同時に、その生産基盤の上に立ちまゐり、今日までの経営形態に批判を加え、同時に、従来の経営形態を改める必要があるというその実際の当面の新しい問題に対処して、これをまた技術的な面から、あるいは経営上の面から、研修を重ねていくという仕事をやっていると、これでございます。これに対する予算が六千三百万円ほど取つてございます。

それから、先ほど御指摘のように、全国の人口の約半数近い人口を占める農山漁村における青年、特に二三男に対して、一体将来の職業的な指導をどうするかというところ、これは農村が背負う責任の一つの大きな問題だろうと思ひます。これらに對しましては、まず農村建設青年隊を編成いたしましたし、そのうち、中央隊は約四百名の隊員をもつて、四個隊に分れて、約半年間における訓練を続けられております。それから、地方におきましては、府県隊二十七隊を編成いたしました。これが約一カ年間にわたりました。それぞれ青年隊の仕事をして、約千三百五十名でございます。これらの青年隊は、建設省でやっておりますような青年隊にも似ておりまして、農村におけるトラクターを初めいたします機械力を用ひまして、それぞれ機械に對する技術の修得をさせると同時に、實際の農業その他に役立たせつつ、農村を離れた後におきましても、建設その他の事業に對して参画できるような技術を修得させるといふようなことで、農村建設青年隊を編成いたしているわけでございます。

そのほか、海外における農業事情を修得し、また調査するために、海外に青年を派遣いたしております。アメリカには四十七名、デンマーク、西独、スイス、カナダには各三名、ブラジルには十名、これらの派遣のために約九百万円の予算を取つてございます。このようにいたしまして、海外における農業の事態を修得するとともに、さらにひいては、これを契機といたしまして、日本の海外移住の指導あるいは促進に役立たせると同時に、日本農業への一つの新しい方向というものに役立たせようというわけでございます。

のためにやるのだという、いわゆる忠報団の精神が、こういう作業を通して青年の中に送り込まれることについては、私は非常に危険なことだと思

え方を持つておるのですか。それぞれ分野は違ふようでありませうけれども、お話し願ひたい。

○政府委員(吉田信邦君) そういう点につきましても、もちろん、この協議会におきまして、青少年の健全な発達という意味でいろいろ措置して参つておりますし、また今後も措置していくことになると思ひます。今の問題につきましては、郷土建設青年活動に関する件というので、この協議会の決定を待つて、さらに昨年の四月二十三日に閣議決定をいたしまして、そうして次代になう青年が郷土愛に燃え、国土愛に燃え、青年の組織的な実践を活用して、自主的に郷土建設のために、産業振興及び国土開発に関する諸活動を活発に展開することは、きわめて重要で、国としてもかかる活動を助成することは必要であるというふうなことで、農山漁村建設青年実践活動促進要綱というふうなものを設定いたしました。これが連絡及び指導に努力をいたしておるわけでありませう。

○高田なほ子君 青少年白書が中央青少年問題協議会から出ておりますね、三十二年度に。これを拝見すると、「青年隊活動は一種の技能教育であり、雇用問題であり」云々と内容が書いてありますが、第一指導者の養成ということが非常に強く打ち出されておるわけなんです。今、基本方針のようなものをおあげになったのですが、どうもばく然として、御答弁にならない。なぜ私が重ねて質問したかと申しますと、「青年隊は単なる職業補導機関でもなく、技能者の養成でもなく、青年運動のみでもなく、郷土愛精神運動でもなく、就職斡旋運動でもない。」こう

書いてある。「しかも、それら全ての要素を含んだ多角的な活動を必要とする。従つて、これらのことを充分に理解した指導者の養成が急務である。」こういうふうな書いてある。今両省の御答弁から受けることは、技能者を養成することだ、郷土愛に燃えた者を養成することかというふうな御答弁があるのですが、若干ですね、ここに協議会から出された結論と、両省の意見、結論というものが、非常に根本的な食い違いを持つてゐる、食い違いがあるというふうな判断されませんか。非常に総合的な、多角的なもの、だから、一つのワタにはめた指導者というよりは、これから建設をする一つの指導者の養成というものが大切な要件であるというふうな意味で書かれてあるわけですね。従つて、指導者の養成については、今後青少年問題協議会としては相当研究しなければならぬ一面があるように思ふのです。今後の研究というのは、どういふ機関で進められていくのか、この点だけ答えて下さい。

○政府委員(吉田信邦君) これらの点につきまして、従来不十分であつた点も多々あると思ひます。今後におきましては、ただいま事務局においてそれぞれの、たとえば農村なら農林省、あるいは建設省というふうな、今、現にやつておられる青年隊の実情を十分に把握しながら、また文部省等とも相談しつつ、適切な指導者をどうして作り上げるかという点について、さらに具体的な検討を進めて参らなければならぬと思つております。

○高田なほ子君 どうも具体的な御答弁がなくて、非常に残念であります。次に、もう時間もおそくなりましたから、質問をはしりますが、一体青少年というものの年令の規定を、今後どういふふうな考えられるのか。

○政府委員(吉田信邦君) 従来、これは非常に広い範囲で取り上げられております。児童を含めたいわゆる一才から二十四才程度、まあその程度までの年令を含めたものを青少年という対象として把握しております。

○高田なほ子君 青少年協議会の方では、二十四才くらいまでを青少年というふうな考えておられるわけですね、そうですね。

○政府委員(吉田信邦君) さうでございます。

○高田なほ子君 續いてお尋ねいたしますが、これは法務省関係ですが、どなたかおいでになつておりますね。

○委員(長瀬進君) 法務省次官が見えております。

○高田なほ子君 法務省では、少年非行の問題について、いろいろと御苦心なさつていらつしやることは、先般の委員会での質問を通して十分にわかつています。今後、今、この青少年対策協議会では大体二十四才のような線を引いておられますが、非行少年の問題等についての審議の過程で、また御研究の過程で、現在の二十才という年令に思ふのですが、少年法と関連して、年令というものをどういふふうな今御研究になつていらつしやるのか。

○政府委員(横川信夫君) 少年犯罪の傾向等から考えてみまして、むしろ現在二十才であるものを十八才まで引き下げたらどうかというふうな意見がむしろ強く出ておまして、犯罪面から申しますと、十八才から二十才まで

の間は一般青年と同じような能力を持つてゐる、そういうふうな意見が最近強く出ております。

○高田なほ子君 次に、青少年の非行の原因の中で、いろいろよつて来たる原因があげられてゐるようでありませうが、罪に走るような原因を与えるもの、つまり社会とか、親とか、家庭でですね、非行をなすような原因を与えるものに対する罪、たとえば子供をほうりっぱなしにして、踏切りで子供がひかれちゃつたというふうな場合、こういうものの罪を今後規定するような御研究はございませうか。

○政府委員(横川信夫君) 少年犯罪の原因は、収容者によりましていろいろ研究してみますと、先ほど高田委員の御質問の中にもちよつと片鱗がうかがわれたのでありますが、親の愛情というものが足りないことが一番大きな原因です。一番数が多いように考えられるのであります。もつとも、中には本質的に病的な原因で犯罪を犯す、繰り返すというふうなものがあるようではございませうけれども、大多数というのは親の愛情の欠如、家庭の事情と云ふのが大部分でございませう。収容所に収容いたしましたして、矯正いたしました、環境調整というふうなことを苦心して実行しておるのであります。その結果が相當の成果を上げておるのでありますけれども、ただいま御質問の青少年を犯罪に走らせたというふうな、特に現在の法律で抵触するようなもの以上、何か対策を講ずる必要があるのじやないかという話はより出ておりますが、具体的な研究にまで進んでおりませう。

○高田なほ子君 この青少年問題協議会の中に人権擁護局が加えられるのが、私は妥当ではないかという考え方を持つてゐます。どうして人権擁護局が加えられないのですか。ただ取り締まり、それから保護したりするということ、擁護局がこれに参加するというのが当然のように思ふのですが、総理府の方ではこの点については御研究ございませうでしたか。

○政府委員(吉田信邦君) この青少年問題協議会では、法務次官が出席されまして、人権擁護局のことも法務省の仕事の一つですから、一緒に相談に乗つております。

○高田なほ子君 私は、この人権擁護局の仕事というのは、わが国の民主化を促進する上に一番重要な役割を果す所だというふうな考え方をしています。そうしてまた、今日まで果して来た仕事も、非常にりつぱな仕事をしてくれて、人権擁護局は逐年の減らされてきています。もう少し人権擁護局の仕事の分野を拡大して、そうして政務次官を通して発言をするという事でありますけれども、やはり外局にすべきであるというふうな意見もある中で、人権擁護局の権限が十分にこの行政面に反映できるような方向にいくべきであると考えています。これについては、今御意見を求めても御答はできまいかと思ひますので、もし御意見があれば聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(横川信夫君) わが国の民主化という点で、人権擁護局の果たする役割は非常に大きく、また、将来これがさらに活発な活躍をしなければ

ならぬというところは考えておりますが、今御指摘の、予算が逐年減少しておるといふお話でございましたけれども、必ずしもさうなことはございませぬ。ただ、なお具体的にお話のございました、むしろ外局にして、さらに機構を拡大すべきじゃないかというように御意見がございましたけれども、まだ法務省内ではさうなことになっておりません。

○高田なほ子君 この問題で論争するつもりではありませんが、最近人権じゅうりんという問題が非常に多く、またそれが不感症になつてきつたあるときに、相当やはり人権擁護という基本的な考え方を青少年教育の中に吹き込んでいかなければならない。従いまして、行政面の総合的な仕事をつかさどる青少年問題協議会の仕事の上で、これらのものが重視されなければならぬ、こういう意見を持つので

す。

大へんとも時間がおそくなつて済まないのですが、たまたまけさの読売新聞にこういうのが出ておりました。「教護院の教官がリンチ」これは都立の教護院で十三才の少年を教官たち数名が、長時間にわたつて裸のまま板の間に正座させ、竹や木の棒でリンチを加へ、一週間絶対安静というひどい傷を負わせたといふ、手当もせず、夜十時まで責め続けた事件が東京都下におきた。これが報道されております。この少年の家庭状況なども、ちつと新聞に出ております。家に帰つてもお父さんがこゝろで、お父さんは建設局のお役人をしていらつしやるようですが、家に帰ることができなかったというやうなことが書いてありますが、教

護院の教官にしてしかり、こういうやうな問題は、これは日常茶飯事に起つてゐるのではないかと、私は危惧を持つてゐる。

私は、青少年を保護するという面から、どうしても根本的には、人権の擁護という精神があらゆる面で強調されなければ、ほんとうの意味の私は青少年対策にならないだらうと思う。この問題をここで中心に取り上げるつもりはありますが、たまたま青少年の問題が出てゐるときに、こういう問題が起つたので、ひどく私も気がかりなもので、人権擁護局の御見解も伺ひ、また、青少年の保護の上で果すべき人権擁護局の使命等について、特に人権擁護局からこの際御答弁を承りたい。

○政府委員(鈴木才藏君) 高田先生から、法務省の人権擁護局の仕事に対して、非常に御理解のある御発言を得まして、厚く感謝いたします。機構の改革、あるいは予算の獲得、そういう問題につきましては、私はただいま急に解決のできる問題ではないと思ひますが、現在の機構並びに予算のもとにでき得る限り努力をいたしまして、わが国民の人権擁護の職務を果たしたいと存じております。また、非常に少い局員でございますが、今おつしやいましたような精神のもとに、一致協力いたしまして日夜努力をいたしてあります。何とぞ御安心をお願いしたいのであります。

今、高田先生から御指摘になりました東京都立の誠明学園の教官の問題であります。これは四月一日付で、その問題になりました児童の兄さんの方から、東京法務局に人権侵害として申

告がございましたので、至急に調査をいたすことになっております。青少年の対策協議会は従来もございまして、私もその幹事として出ております。今後やはり人権擁護局長は幹事として出席することに相なると思ひますので、できる限りこの審議会を通しまして青少年の人権、あるいは児童の権利につきまして、できる限り広い視野のもとに努力をしていきたいと思ひのであります。

○政府委員(高田浩運君) 高田委員から今お話のありました、東京都立の教護院の誠明学園の問題についてお話がありました件について、質問の本筋ではないやうでございますけれども、簡単に申し上げたいと思ひます。この誠明学園は都下青柳市に所在いたしておりまして、現在二百五十六名の児童を預かつておりました。教護院にいたしてゐるわけでございまして、御承知のように、教護院でございまして、不良の児童を教護するといふことを役目としたしてゐるわけでございまして、そこで、さうそく園長から事情を聴取したしたのでございまして、新開記事に書いてありますこととかなり違つたやうな点も見受けられます。今後さらに調査を進めたいと思ひますが、

この問題になりました児童は、今お話がありましたが、父親は肺結核で病氣をしております。母親も病身でございます。兄弟は八人おりまして、六人の兄と、一人の弟、そういうやうな構成でございます。学校におりまして、あるいは暴力的に走り、あるいは金品を奪ぎ上げるといふやうなことで、学校でも手をやまして、三年の一月十七日、上平井中学校長か

ら通告がありまして、児童相談所を経て、一月の三十一日誠明学園に入所と決定したやうなものでございまして。知能指数は九〇から九三程度でございまして、特異な性格を持つておりました。入所以来の行動その他については、いろいろ身勝手な点もございまして、あるいは統制を乱す、そういうやうなことも多かつたやうでござい

す。

それで、書かれてありますことの発端となりましては、三月の二十二日の午後の四時ごろに、職員不在中に、寮舎の被服倉庫の鍵をくぎでこじあけまして、部屋からレインコート、学童服上下、靴下五足、白靴、帽子等を窃取して、うしろの窓をあけて逃走いたしました。青柳駅から無賃乗車をいたしまして、新小岩駅で下車して、友人の家に泊をして、二十三日に自宅に行きましたけれども、母親から注意をされた、学園に帰るために百五十円を渡されたが、それは映画を見て勝手に使ひまして、学園に帰らず遊んだ。そういうやうなことが発端でございまして、この名前のあがつております高田といふ教護院は、三年前から誠明学園に勤務をいたしてゐる非常に熱心な、どちらかといへば、まさにこにこしたおとなしい、そういう性格の教護院と承知をいたしてあります。この本人に対しては、そういうやうなことがありまして、いろいろ訓戒を加へたり、あるいは反省の機会を与へながら、問いたしたりました関係上、ここに書いてありますことは違ひますが、午後一時半ごろから四時半ごろまで、約三時間の時間を費しまして、いろいろ尋ねたことも事実でございまして、しか

し、外傷を負わせるやうな暴力をふるつたといふやうなことは、今までのところ私も承知をいたしてゐないのでございまして。その後、いろいろ保護者あるいは兄の保夫等との間に経緯がございまして、人権擁護局に訴えたといふやうなこともなつたわけでござい

ます。私どもはそういうやうなことによつて事態が明らかになれば非常にけつこうだと思ひのでござい

ます。

ただ、教護院の職員というのは、御承知のように、仕事は仕事だけに、非常に神経をすり減らし、苦勞をして、不良児童の教護に當つております。その苦勞といふものが、こういうやうなことで世間の誤解を招くといふことになりまして、非常に残念でござい

を、非行少年のよって来たる原因といふものを突きとめながら、私は措置をしていかなければならないように考えております。今の御答弁の中からうかがえることは、あまりにも事務的な愛情の欠けた御答弁であつたために、私は非常に悲しく思う一人でありました。今後こういうことが起らないように、十分に御注意を願いたいというところを一つ申し上げておいて、結論を質問したいと思ひます。

私は、青少年の対策は、今度よく然と、協議会の中で事務局は設けられるようでございますが、大まかな対策は、青少年に対する教育の分野、それからもう一つ保護の分野、それから青少年の非行などが起らないような予防措置という、大まかに分けるとこの三つの分野に分けられるのではないかとと思ひます。そして農林省あるいは建設省あたりでは、今の御答弁によると、かなり大きく教育の分野が答弁されておるようでございますが、少くともやはり青少年教育問題については、教育基本法を中軸とした教育の方針がとらるべきであつて、これは文部省あたりが中心になつて、青少年の教育問題ということにはやはり音頭をとるのが至当ではないかというふうに考えられます。また、保護の面においては、これは厚生省関係があらゆる機関を動員されて、一つがなばつていただく。そしてまた、青少年の正しい健康な育成のためには、全閣僚をあげて、この予防措置というものが政治の面に打ち立てられなければならないというふうに考えますが、今後これを運営するのに、こうした柱を立てて、分野々をもう少し明確にしておやりになつてみてはどうかという意見を持つのですが、従いまして、今後の運営等については、この柱を立てる気か、立てない気か、私の質問は、この青少年の対策を、中央統制の機関にしてみようか、困るのです。あくまでも正しい、そしてまた平和なわが国を建設するためには、それなればならない対策であるということ念頭に置いて、御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(吉田信邦君) 従来も、大體考へ方としては、今先生のお話の線に沿つて来ておるのであります。指導、育成、保護、矯正と、大體この四つの分野について考へてきたわけでございしますが、率直に申しまして、従来の保護ないし矯正というような点にはかなり努力して参りましたけれども、指導ないし育成というような方面におきまして欠けるところが多かつたのではないかと、反省しておる次第でございます。そういう意味におきまして、ただいまのお言葉の通り、指導教育というような面につきましては、もちろん文部省が一番中心になつて参りまして、さらに育成という面につきましても、社会教育というような立場は文部省が中心になつて参り、また保護は厚生省、矯正という点になりますと、法務省なり検察庁も、これらのそれぞれを中心になる分野があるかと思ひますが、これらの中心になる分野と、この実をあげるように努力して参りましたと考えておる次第でございます。

○高田なほ子君 特に、この際文部大臣にお尋ねしなければなりません、教育の分野で、どうも農村の開発青年隊とか、それから建設省の開発青年隊

こういうものはどうも愛国青年隊式なやり方をやるともすればやりがちであるが、私は決して愛国心というものを持たないわけではない。最近の愛国心というのは、やはり時代の趨勢とともに變つてきている。自分の身を犠牲にして国に尽くすというのではなくて、みんな一緒に生きて、共存共栄の立場でお互いが愛し合ひ、理解し合ひながら、この国を興していくという、そういう基本的な考へ方に立つた愛国心でなければならぬ。また、そのことは教育基本法の私は精神に盛つてあると思ふ。従つて、今後の青少年対策の中で示される文部大臣としての御見解と

いうものは、将来大きな影響力を持つのです。この際、青少年のいろいろの団体もあるでしょう、民間の団体もあるでしょう。それらの訓練あるいは教育の分野、こういう中で基本的な考へ方というものを、この際はつきりと一つお聞かせをいただきたい、こういうふうに考えます。

○国務大臣(松永東君) まず御指摘になりました愛国心の問題は、お説の通りです。戦前の愛国心、それをそのままわれわれは適用しようとも考へておりません。また、とんでもない違いであります。ですから、それはお説の通り。すなわち、教育基本法にもあります普通の愛国心でなければいかぬというふうに考へております。

ただ、先ほど来問題になつております青少年対策は、私の分野に属しておりますのは、要するに、これを二つに分けて考へていくべきである。学校教育はもう、高田議員、しよつちゅうお聞きの通り、道徳教育をどう

強化していくかというので、文教委員会のたびごとにいろいろ研究を重ねていただいてもらつております。しかし、何といたしまして、次の時代をになう青少年、またこれの育成は、われわれ民族にとつては重大なことでございしますので、先ほども申し上げましたように、内閣をあげてこれは非常に協力をいたし、そうして何としてでもこれはやり遂げなければならぬ。すなわち、人格の陶冶をいたして、民族にもおくれをとらないようなりつぱな民族にしなければならぬという熱意を持つて、一生懸命研究もし、また実行に移そうといたしております。

ただ、この社会教育の面でございますが、これもまた御承知の通り、学校の方に学んでおる人々については、子供たちについては、さつき申し上げる通りでございます。学校を出ましてから、すなわち義務教育を終つて、そしていろいろの職業につくというようないわゆる勤勞青少年に對しましては、その勤勞青少年のやはり興味と必要性ですか、それを基調とするところのやはり教へ方をいかにしなければならぬ。仰せになります通り、ひびいたたり、いじめたりしてやつたて、決してりつぱな青年がでるものではございせん。いろいろ研究の結果、御研究を願つておりますような青年学級教育の振興をはかつて参り、さらに明瞭にして非常に活力を持っておるとこの青年を作つていかなければならぬというので、スポーツを奨励し、さらにはリクリエーションを奨励し、そして体育指導委員会を設置し、野外活動の助成のためには「青年の家」等の

企てもいたしまして、御審議を願つたような次第でございます。さらにまた、青年の情操陶冶といひますか、こうした面のためにも、映画あるいは音楽、演説、そういうものの影響を受けることを誘導するための指導者を養成するといふようなことをいたしまして、三十三年度の予算にも盛りあげておるような次第でありまして、できるだけ一つ何とかいたしまして、これはよつて来たところの原因が相当大きく、かつまた、深いのでありますから、急速にはいきませんけれども、何とかして、今申し上げますような目的を達成するために努力していきたいと存する次第であります。

○高田なほ子君 よくわかりました。総理府に最後に一間だけ質問をして終ります。今日まで過去五年間、青少年問題協議会は、各種の意見あるいは答申を、いろいろの機関から受けております。これは青少年保護育成運動の助成、人身売買対策、精神薄弱児童対策、青少年犯罪問題対策、青少年に有害な出版物、映画等の対策、両親または片親を欠く者等の就職についての対策、定時制高校の育英費拡大、青少年の教育保護補給対策、定時制高等学校に対する財政措置、成人の日の運営、青少年に有害な映画対策、勤勞青年の協力依頼通知、大まかにこういうことをあげただけで、ほとんど青少年問題のすべてを網羅している問題であります。しかし、この内容はほとんど行政面に実行されない。

たとえば、一例をあげれば、特殊学級の設置年次計画、これは三十年度から三十三年度の年次計画を答申してい

二二二

るのです。行政面では実施されてい
ない。かくのごとくあらゆる意見や答申
というものが、行政面ではほとんどま
くいついていないのです。

従いまして、今度事務局を設置する
に当って、これらの過去五十年間の貴
重なる資料というものが、次々とその
場限りのおさなり対策とかおさなり答
申として、ごみ箱のようにうす高く積
まれておくのではなくて、今後事務局
が新しく発生したならば、二千二百万
という予算は容易ならざる大きな予算
であります。この予算を、今までの過
去五年間のこうした答申や意見書を実
施するために、どういうふうにして協
力して活用するかということは、今後
この法案を通すに当って、私は非常に
重要なあなたの方の責任ではないかと
いうふうに考えるわけです。従いまし
て、この資料は、多分膨大なお金を
使った私は資料だ、尊い資料だと思
うのでありますが、これを継続しておや
りになるつもりなのか、また新たな対
策を立てて、二天作の五でやり直し
をやるといふのか、はなはだそこいら
に疑問がある。これについて、どうい
う一休意見を持っていらつしやるか。

○政府委員(吉田信邦君) まさに御指
摘の通りでありまして、事務的に申し
上げまして、これだけの問題につい
て一々あとをベースして、その成果を
十分検討するというような点で、欠け
るところが今まで多々あったように感
じております。私も、その点で自
責の念にたえない次第でございます。

されているかいないか、どの程度に実
施されているか、またそこにどうい
う困難があつてそういう不備な点が残
っているのかというような点を、具体的
に整備いたしまして、そうしてそれを
どうやって補つていくかということ
を考えるとともに、さらに進んで、今ま
であげられた問題は、一番みんな気が
つくような大きな問題ばかりでござい
ますが、陰に隠れて、実際にはやはり
大きな原因になつてゐるというよう
な問題も拾ひあげて、そうして青少年
問題全体についての正しい指導方針を
打ち立て、かつ実効を確保するような措
置を講じて参りたいというふうな決意
でいる次第でございます。

○高田なほ子君 大へん恐縮なんです
が、法務政務次官は、非行少年の原因
を愛情の欠如にあるとおっしゃいまし
たので、黙つていようと思つたので
すが、どうしてもこれは指摘しなければ
ならぬ。デンマークにも非行少年
が、あつた社会保険制度の行き届い
た所でも非行少年がいるのです。非行
少年がどうしてできるかということに
ついては、これらの国では、なかなか
科学的な統計をとつておりません。愛
情の欠如というデータはどこにも出て
きていないのです。両親の不和、これ
が第一の原因。その不和の原因は、経
済的な困難が原因であると指摘されて
います。ですから、日本の場合も、や
はり政務次官が愛情の欠如というふう
に指摘なさるのではなくて、やはり政
治の責任としてこれを取り上げていか
なければならぬ。経済の安定こそが彼
らを非行に導かない最大の政治家の責
任であるということに認識願つたい
のですが、どうもよけいなことの上

でおそれ入りますが……
○政府委員(横川信夫君) 諸外国の例
など見ましても、そういう点で、統計
的には経済的な面が非常に大きく出
てくるようでありまして、わが国にお
ける原因につきましても検討いたして、実
務家に聞いておられますところにより
ますと、やはり特に母親の愛情の欠
け、母親がいなくて養母であつたと、
それも非常に冷たい人であつたとい
うようなことが、非常に多くあつてお
るのであります。もとより、高田委員
の御指摘のように、そういう家庭は必
ずしも貧しい家庭でございしますが、必
ずしも貧しい家庭の子だけが非行少
年になるというわけではないのであり
まして、非常に、裕福な家庭の子供で
も、そういうような事例がないわけ
ではないのであります。私は、経済的な
面も御指摘の点の通りであると思ひ
ますが、何よりも、指導に当る者が限
りない愛情で包んでやる、大きな愛情
で包んでやるということが、一番大
きな矯正になるのではないかと、さ
うな点を確信をいたしております。

○松永忠二君 まず、室長にお伺いし
たいのですが、高田委員からも御指
摘のあつたように、いろいろと答申を
され意見を具申されておる。それにつ
いて、やはり再度討議をされて、この
現方を要請したというふうな事実が
あるのか、あるいはそういうことが協
議の議題となつて検討されたのか、そ
ういふ点をつまずお聞きをしたいわ
けです。

○政府委員(吉田信邦君) 一応、この
協議会で答申のありました事項につ
いては、さらに次官会議、閣議に報告
する。またものによりましては、行政
措置として確立を要するものは、閣議決
定というよりな形で実施して参つたわ
けでございますが、ただいま御指摘に
あつたか、結果につきまして、不十分
な点があるかどうかということにつ
いての詳細な事後の検討というふうな
点については、やや欠けるところがあ
つたのではないかと感じております。

○松永忠二君 その点は、私は、やは
り答申の中には、答申したことによつ
て実現をはかつていた面も相当あると
思うのです。そういう点、決して全然
効果が云々ということも申し上げてお
るのじゃありませんけれども、具体
的に計画を出されてやられておること
がある。たとえば一つの例でも、精神薄
弱児対策基本要綱というものが出されて
いる。あるいは定時制の教育の問題が財
政措置について出されてゐる。これは
昭和三十一年とあるいは昭和二十八
年。ところが、現実にはこれはもう計
画半ばにも至つていない。定時制教育
のごときも、第一の項目である地方財
政逼迫に伴う給与負担など、何らの実
現を見ておられない。ほんとうにこの
少年協議会の運営をして、これでや
つていこうということであるなら、もう
こういう問題について再度強力な意見
具申をし、そうしてまたこの法案に示
されているところの、適切な関係行政
機関の相互の連絡調整というものを
やらなければ、できぬと思ひます。こ
ういふ点については、今御発言もあつ
たので、さらに退きはいたしませんけ
れども、これでは一体何のために青少
年協議会があつて、地方の、府県の青
少年協議会と連絡をしてやつていくと
いう事態に非常にかけるところがあつ
た、こういうことであるなら、むしろ
もう少ししっかりとした協議会を作つて
いく方がよいのではないかということ
については、ぜひ一つ新たに調査もな
さつて、強力に展開をしていただきたい
というところを、まず御要望申し上げ
るわけであります。

そこで、その次に、一体この青少年
問題協議会が問題をとらえるときに
は、どういうふうな方、提起の仕方
で問題を取り上げてゐるのか、それを一
つお伺いしたい。

○政府委員(吉田信邦君) 御質疑の
あつた点につきましては、まさに私ど
もとして自責いたしておるところで
ございます。今後の努力によつて補ひ
たいと考えておる次第でございますが、
これらの問題の提起に当りましては、
一応各省からも次官が委員になつて
出しておられますし、また民間からも
いう方面の有識者が出しておられます。
そういう方々から問題を提起すること
を諮られ、そうしてこの協議会にお
いてそれを取り上げ、そうしてこうい
つた結論、答申というふうな形になつ
て参りますので、いわば議事規則のよ
うな、そういうふうなやましい拘束
がございまして、委員のすべて
が、そしてまた委員の属する官庁にお
いて重要だと考える問題を、随時提起
し、論議するべき形になつておる次第
でございます。

○松永忠二君 文部省にお尋ねをした
いのですが、この答申の中で、文部省
が具体的に問題を提起されて意見のま
とまつたものは、どれでありますか。

○政府委員(福田繁君) 特に文部省か

ふうに想像いたしております。今後教育扶助等につきましては、一そう氣をつけて参りたいと思つております。

○松永忠二君　生活扶助をこのままにしておいてこの問題の解決はできる

か。また、教育扶助をこのままにしておいて、一体この問題は解決できるかどうか。その点一つ、お考えを聞かしていただきたいと思うわけです。教育扶助で現実にごういった問題について対策をとったとおっしゃるならば、どういう具体的な対策をおとりになっておるのか。その教育扶助の基準とかというものについても、大体私どもの承知しておるところでは、年額三千六百円程度の教育扶助である。こういう一体教育扶助の基準拡大ということについて、一体どれだけの配意ををし、またそういう配意をどういうふう

題の解決ができるとお考えになつてお
るか。生活扶助にいたしましても、生
活扶助の基準というものがあるわけで
あります。で、これらの長父の児童の
中には、働いておるのでありますから、

もちろん家庭必すしも生活扶助を得るという条件が整つておるわけでありません。従つて、何らかの別途の考え方をもつてしなければ、この生活扶助とかあるいは教育扶助をもつてしては、現状のものをもつてしては、この問題の解決に当らないというのが現状だろうと思ふわけです。従つて、真剣にこの問題を青少年の問題として取り上げていくということになれば、厚生省としても具体的にこれを将来検討し

ていくべきであるという考えをまとめなければ、できないと思う。そういう点について再度一つ、教育扶助はどのくらい出ているのだというのを御承知だと思ふので、一休現実に学校の一年の子供たちの要る経費というものは、御承知のように、中学校は文部省の統計あたりでも一万円をこえている。少学校であつて、八千円、九千円の額に上つておる。これは単に、これらの以外のものを除いて、そうなんだ。こういう中で、教育扶助の三千六百円というものをそのままにしておく。なおかつ扶助の基準というものはやはりあるわけなんですか、そういうものもそのままにしておいて、一休果してこれが解決できるかどうか。あるいは教育扶助を除いた、生活が困難であるというところに大きな問題があるとするれば、生活扶助についてどういふ一休基準の考え方を持ていかなければできないかという点について、やはりその考えを聞かしていただきたいと思ふわけだ。また、率直にまだ検討していないということであれば、今後の一つお見通し等についてもはつきりさしていただきたいと思ふのです。

それから、この教育扶助につきましても、これは今御指摘もございましたけれども、中学三年から下の方は小学校一年まで、各学年ごとにここに基準がきめてございます。で、教科書は、これは実費で一応全部出して、あとは学用品費、通学用品費、それから実験、実習、見学費というものを、各学年ごとに定めてあるわけでありまして、そのほかに学校の給食費、これは全部出しているわけでありまして、必ずしも私どもは十分とは考えておりませんけれども、しかし、この生活保護を受けていない家庭の子供でありまして、そういう費用が全部、今お話しになったように、高いものであるかどうかという点にもいろいろ問題があると思ひます。そういう点から考えまして、一応私どもの方できめておりますのは、そういう最低生活を維持する基準ということで、生活扶助の基準、教育扶助の基準をきめているようなわけでありまして。

○松永忠二君 もつとはつきりおつしやうしていただきたいと思ひます。私も一応承知しているもので、小学校、中学校に、いろいろな通学用品であるとか、実験実習の費用であるとか、学用品があつて、それに加算額をきめている、いろいろなものから、そうしてしかも、トータルとして出てきたものが人員として五十四万あり、その金が、教育扶助についていへば一億八千八十五万四である。そういうようなものを割つていけば、一人当たり大体の金額として三百三十三円というものが出ておるわけなんです。この教育扶助では、結局やつていけないわけなんです。それからまた、教育扶助を与える

数字が出てくるのではないかと思ふのではありません。そう無条件に与えているわけではないと私は思ふのです。こういうような点を是正をしていかなければ、現実には長欠の生徒が発見できても、これを解決していくことはできないわけなんです。生活保護を受けている家庭ということに限つたことでなくて、ほとんど、生活保護は相当な基準を持つていけるので、その生活保護の中には入れない、ほとんどそれにすれすれの家庭の子供たちがやはり長欠児童としてここに出てくることは、御承知の通りだと思ふ。だから、やはりこれを文部省で、要するに、この点をどういふ一休法的にその規制をし、変えていくとか、あるいは行政の措置をやつていくとかということでは、現実問題として、いつまで考えてみたところか、長欠児童の対策が十分打たれていかぬと私は思ふ。十分ではないけれども、出してありますというふうなお話ですけれども、これはやはり具体的に検討が必要だというふうな段階ではないかと私は思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(安田慶君) まあ、出してありますというところばかりでなくて、一応これで最低の基準としては足りるというふうな見解なんでありまして、今の予算上の問題になりますというところ、あるいは給食等についても、いろいろ費用が違つたところもございまして、そういうものを平均いたしますという、額が下るような点もありまして、あるいはまた、教育扶助だけの一部補助のような場合には、また全部の額を出さなくても、自分のところである程度負担できるような計算になる場合もございますので、御指摘のよう

数字が出てくるのではないかと思ふのではありません。そう無条件に与えているわけではないと私は思ふのです。こういうような点を是正をしていかなければ、現実には長欠の生徒が発見できても、これを解決していくことはできないわけなんです。生活保護を受けている家庭ということに限つたことでなくて、ほとんど、生活保護は相当な基準を持つていけるので、その生活保護の中には入れない、ほとんどそれにすれすれの家庭の子供たちがやはり長欠児童としてここに出てくることは、御承知の通りだと思ふ。だから、やはりこれを文部省で、要するに、この点をどういふ一休法的にその規制をし、変えていくとか、あるいは行政の措置をやつていくとかということでは、現実問題として、いつまで考えてみたところか、長欠児童の対策が十分打たれていかぬと私は思ふ。十分ではないけれども、出してありますというふうなお話ですけれども、これはやはり具体的に検討が必要だというふうな段階ではないかと私は思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(高田浩運君) 今、生活保護の問題についていろいろお話がございましたが、生活保護に該当するような家庭であり、それが一つの原因と考えられるような場合におきましては、もちろんこれは生活保護を受けるに十分な手前を進める、これが一つの道だと思ふのでございます。もちろん、その過程において、社会福祉事務所が中心の役所でございますが、地域社会の方も協力することは、これは当然であると考えております。それから、そのほか家庭の事情等によりまして長欠の状態になっているものにつきまして、もちろん、これは学校側からそれを承知される場合もありましようし、また児童委員ないし地域社会の方から発見する場合もあると思ひます。

けれども、これは家庭の事情等を中心にし、あるいは学校の先生方も連絡をおとりいただいて、その原因となつていけるものを除去するように、ケースについて指導をし、あるいはこれが是正の措置をとるといふことを私どもはとらなければならぬと思つております。(簡単に)と申す者あり。

それから、もちろん御承知のように、長欠の中には病氣等の原因に基いてそういう状態になつていける者も少なくあらうと思ふのでございます。たとえば、結核等につきましては、これは先日委員会でも先生からお話がありましたように、保健所等と連絡をとりまして、療養所等に入れる必要のある者につきましては、これはそれらの措置をとるし、その他必要の措置をとる。その他いろいろ身体的な欠陥あるいは知能的な欠陥のある者につきましては、それに応じた措置をとることが、これは当然あり得るわけでございます。それらのことについては、さらにお尋ねがあれば申し上げたいと思つております。

簡単にいうことでございますから、これだけしておきます。

○国務大臣(松永東君) 御指摘になりました問題は、これはもう長欠児童の多いということは、教師が家庭を訪問いたしましたして、そうしていろいろ事情を明らかに突きとめて、それを児童委員の方へ連絡をとるといふことになりまして、大体わかつております。しかしながら、何と申しまして、一番問題は、これを救済する予算がどうして取れるかという問題であります。私の方の担当いたしました問題は、要するに、給食費をうんと取ること

と、それから学校用品その他を補給してやる、こういう問題であります。一番根本の問題は、今御指摘になりましたように、厚生省との要保護関係、そういう面については、これは御指摘になりました今までの費用じゃ少ないじゃないかということも、私はうなずけると思うのであります。ですから、こういう面について、厚生省と緊密な連絡をとって、みっちり相談してみたいと思うのであります。

実のことを申し上げますと、私はそれだけの長欠児童がおろうとは思わなかった。ところが、調べてみると、実に驚いた。これは何とかせんければならぬということで、実はいろいろ予算の面で働いてみたんですけれども、本年度は間に合わないということでありましたので、何とかこれをやらなければ、教育の機会均等の趣旨にも反するわけですから、一生懸命一つ努力していきたいと思ひます。

○松永忠二君 この長欠児童が発見されて、市町村長に報告をされ、児童委員なり民生委員を兼ねた者が、その福祉事務所との所長と相談をして、そうして生活扶助、教育扶助をしていくというのが私は順序だと思ふ。その場合、生活扶助なり教育扶助の基準のワタというものがゆるやかであつて、適用の範囲が拡大されてくれば、問題は結局、相当解決をされていくわけです。しかも、それは市町村の負担が二割を占めているという現状では、やはり市町村の財政が相当にワタをはめていることも事実であるので、やはりこういうところを相互に御調整をいただきたい、現在の法を改めるなり、行政的な措置をするなりして、解決をしていか

なければ、私は、現実に社会保障といつても、まず子供たちのそういうところからの社会保障を完備していかなければならぬ。これは一番の緊急なことだと私は思ふ。これについては、たとえば室長は、こういうことがたくさんあつて、解決しなければできない問題だということをすでに御承知になつてゐる。調査をなさつて、こういう事務的なことが済めば、すぐこれに着手しようというくらいな、やはり青少年問題に対する考え方を持っていたたかないと、問題の解決はできない。また、そういう機能を發揮するようなところでありたいと私は思ふんです。ぜひ一つこの問題については、今後関係方面と十分御審議をいただいて、何らかその具体的な対策を打たれ、青少年問題の一つの問題として解決に進みま

る。そうしてまた、中学あたりでも、夜間のいわゆるもぐり中学が開かれておるのかということ、いろいろ実を舌を巻いたくらいであります。そこで、これは何とかせんければならぬというので研究しかつたんですが、結局、中学が六十校あるそうです。生徒数が三千人です。それから高等学校の通信教育です。

○松永忠二君 中学校の通信教育をやっている所がある。

○国務大臣(松永東君) 私の承知しておる範囲内では、中学はないと聞いております。

○松永忠二君 最後に、先ごろ卒業式のこと週刊誌に出ておりました。中学校の生徒が、夜ほんとうにわびしい、人の集まる中で、卒業式をやっている状況が出てゐる。同時に、また大学あたりの、ホテルでやられてゐる盛大なパーティの様子もあわせて出ておる。

には一歩も前進はできない。こういう点については、一つぜひ今後御努力いただき、室長も一つ中心になつて、せっかく御努力いただきたいことをお願い申し上げて、終りたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、本連合審査会は、一応今回をもって終了することにいたしました。文教委員の方で、なお御質疑のある場合には、後日、内閣委員会において審議の際に、委員外発言をお許しすることとして御了解願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

それでは、連合審査会はこれにて散会いたします。

午後五時三十六分散会

昭和三十三年四月十日印刷

昭和三十三年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局